

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年5月19日
【事業年度】	第50期(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
【会社名】	株式会社あさひ
【英訳名】	ASAHI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下田 佳史
【本店の所在の場所】	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
【電話番号】	06(6923)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 山中 圭
【最寄りの連絡場所】	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
【電話番号】	06(6923)7900
【事務連絡者氏名】	経理部長 山中 圭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	69,456,001	71,398,999	74,712,107	78,076,416	81,593,454
経常利益 (千円)	7,326,626	5,512,897	5,316,037	5,192,209	5,626,076
当期純利益 (千円)	4,717,827	3,541,677	3,366,076	3,113,130	3,555,930
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	2,061,356	2,061,356	2,061,356	2,061,356	2,061,356
発行済株式総数 (株)	26,240,800	26,240,800	26,240,800	26,240,800	26,240,800
純資産額 (千円)	32,496,726	35,346,251	34,987,884	36,964,029	39,116,311
総資産額 (千円)	45,287,289	46,473,316	50,411,490	52,553,873	54,452,332
1株当たり純資産額 (円)	1,246.10	1,353.52	1,339.80	1,415.47	1,502.16
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	28.00 (—)	28.00 (—)	28.00 (—)	45.00 (22.50)	50.00 (25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	180.91	135.68	128.90	119.21	136.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.8	76.1	69.4	70.3	71.8
自己資本利益率 (%)	15.5	10.4	10.0	8.7	9.3
株価収益率 (倍)	8.4	9.8	10.6	10.7	10.6
配当性向 (%)	15.5	20.6	21.7	37.7	36.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,295,268	1,585,662	2,534,228	8,581,614	4,293,272
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,870,621	△2,414,315	△2,638,804	△3,053,355	△2,998,066
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△660,196	△733,818	△734,956	△1,323,039	△1,358,195
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	7,697,850	6,135,378	5,295,845	9,501,065	9,438,076
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,600 (1,788)	1,683 (1,892)	1,754 (1,964)	1,766 (1,934)	1,794 (1,706)
株主総利回り (比較指標:配当込みTOPIX) (%)	122.6 (118.0)	109.1 (120.2)	114.4 (128.3)	111.2 (173.2)	128.4 (184.2)
最高株価 (円)	1,989	1,655	1,432	1,377	1,755
最低株価 (円)	934	1,252	1,260	1,225	1,266

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、()内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
7. 当社は、2014年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は第46期は161,590株、第47期は137,261株、第48期は126,070株、第49期は126,070株、第50期は191,848株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は第46期は161,590株、第47期は126,070株、第48期は126,070株、第49期は126,070株、第50期は200,170株であります。

2 【沿革】

当社の前身は、代表取締役社長下田佳史の祖父である下田順次が1949年4月旧本社所在地において、子供用玩具（すべり台、歩行器等）の製造・卸・小売を目的として旭玩具製作所を創業したことに始まります。その後、子供用自転車の卸売業や玩具小売業などを経て、1975年4月大阪府門真市に、一般ユーザーを対象とした自転車専門店をオープンし、同年5月株式会社として設立いたしました。

年月	事項
1975年5月	大阪府大阪市都島区大東町において株式会社旭玩具を設立。
1982年10月	大阪府吹田市に「サイクルベースあさひ千里店」オープン。
1989年11月	大阪府寝屋川市に当社初の大型自転車専門店「サイクルベースあさひ寝屋川店」オープン。
1992年5月	株式会社あさひに商号変更。
1994年10月	当社初のフランチャイズ店 大阪府貝塚市に「サイクルベースあさひ貝塚店」オープン。
1995年3月	兵庫県に初出店 加古川市に「サイクルベースあさひ加古川店」オープン。
1997年1月	京都府に初出店 八幡市に「サイクルベースあさひ八幡店」オープン。
1997年10月	インターネット通販を開始。
1997年11月	愛知県に初出店 豊橋市に「サイクルベースあさひ豊橋店」オープン。
1998年11月	奈良県に初出店 香芝市に「サイクルベースあさひ香芝店」オープン。
1999年4月	三重県に初出店 名張市に「サイクルベースあさひ名張夏見店」オープン。
1999年7月	POSシステムを全店舗に導入。
1999年7月	和歌山県に初出店 和歌山市に「サイクルベースあさひ和歌山店」オープン。
2000年8月	東京都に初出店 足立区に「サイクルベースあさひ扇店」オープン。
2001年2月	岡山県に初出店 倉敷市に「サイクルベースあさひ倉敷笹沖店」オープン。
2001年3月	広島県に初出店 福山市に「サイクルベースあさひ福山店」オープン。
2001年9月	関東圏への出店に伴い、東京都八王子市に関東オフィスを設置。
2002年5月	千葉県に初出店 習志野市に「サイクルベースあさひ東習志野店」オープン。
2002年9月	神奈川県に初出店 横浜市都筑区に「サイクルベースあさひ港北富士見が丘店」オープン。
2003年3月	静岡県に初出店 浜松市東区に「サイクルベースあさひ浜松店」オープン。
2003年3月	埼玉県に初出店 さいたま市緑区に「サイクルベースあさひ浦和東店」オープン。
2003年5月	滋賀県に初出店 栗東市に「サイクルベースあさひ栗東草津店」オープン。
2004年8月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
2005年4月	岐阜県に初出店 岐阜市に「サイクルベースあさひ岐阜市橋店」オープン。
2005年6月	茨城県に初出店 つくば市に「サイクルベースあさひつくば店」オープン。
2005年10月	商品供給事業を開始。
2005年10月	三重県伊賀市に物流施設を取得「サイクルベースあさひ西日本物流センター（現西日本サテライト物流センター）」運営開始。
2005年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
2006年1月	ジャスダック証券取引所の上場を廃止。
2006年4月	栃木県に初出店 宇都宮市に「サイクルベースあさひ宇都宮インターパーク店」オープン。
2007年3月	福岡県に初出店 春日市に「サイクルベースあさひ福岡春日店」オープン。
2007年9月	Yahoo!ショッピングに出店。
2007年10月	東京証券取引所市場第一部に指定。
2008年10月	佐賀県に初出店 佐賀市に「サイクルベースあさひ佐賀店」オープン。
2008年10月	群馬県に初出店 高崎市に「サイクルベースあさひ高崎東店」オープン。
2009年3月	楽天市場に出店。
2010年2月	熊本県に初出店 菊池郡菊陽町に「サイクルベースあさひ光の森店」オープン。
2010年3月	中華人民共和国現地法人「愛三希（北京）自転車商貿有限公司」設立。
2010年5月	大阪府大阪市都島区高倉町に本社を移転。
2010年5月	中華人民共和国北京市に初出店「自転車基地愛三希三元西橋本店」オープン。
2010年7月	山梨県に初出店 甲府市に「サイクルベースあさひ甲府昭和店」オープン。
2010年9月	香川県に初出店 高松市に「サイクルベースあさひ高松中央通店」オープン。
2010年12月	大分県に初出店 大分市に「サイクルベースあさひ下郡店」オープン。

年月	事項
2011年 1 月	愛媛県に初出店 松山市に「サイクルベースあさひ松山天山店」オープン。
2011年 3 月	宮城県に初出店 名取市に「サイクルベースあさひ名取店」オープン。
2011年 4 月	山口県に初出店 宇部市に「サイクルベースあさひ宇部店」オープン。
2011年 5 月	石川県に初出店 野々市市に「サイクルベースあさひアクロスプラザ野々市店」オープン。
2011年10月	高知県に初出店 高知市に「サイクルベースあさひ南御座店」オープン。
2011年11月	埼玉県久喜市に物流施設を新設「サイクルベースあさひ東日本物流センター」運営開始。
2011年12月	宮崎県に初出店 都城市に「サイクルベースあさひ都城店」オープン。
2012年 3 月	富山県に初出店 富山市に「サイクルベースあさひ富山婦中店」オープン。
2012年 4 月	北海道に初出店 札幌市東区に「サイクルベースあさひ新道東店」オープン。
2012年 8 月	徳島県に初出店 徳島市に「サイクルベースあさひ徳島店」オープン。
2012年 9 月	長野県に初出店 松本市に「サイクルベースあさひ松本店」オープン。
2012年10月	新潟県に初出店 長岡市に「サイクルベースあさひ長岡店」オープン。
2013年 5 月	山形県に初出店 山形市に「サイクルベースあさひ山形北店」オープン。
2014年 1 月	岩手県に初出店 盛岡市に「サイクルベースあさひ盛岡南店」オープン。
2014年 3 月	福井県に初出店 福井市に「サイクルベースあさひ福井北店」オープン。
2015年 1 月	秋田県に初出店 秋田市に「サイクルベースあさひ秋田旭南店」オープン。
2015年 4 月	鳥取県に初出店 米子市に「サイクルベースあさひ米子店」オープン。
2016年 9 月	福島県に初出店 郡山市に「サイクルベースあさひ郡山富田店」オープン。
2017年 1 月	アウトレット&リユース専門ショップ「LOHAS Cycle asahi」（ロハスサイクルアサヒ）高石店（大阪府）にて買取サービスを開始。
2017年 3 月	島根県に初出店 松江市に「サイクルベースあさひ松江学園通り店」オープン。
2017年 7 月	「ルイガノ」「ガノー」の日本総販売代理権を取得。
2017年10月	海外スポーツサイクルパーツブランド8社の日本総販売代理権を取得。
2018年 1 月	鹿児島県に初出店 鹿児島市に「サイクルベースあさひ鹿児島宇宿店」オープン。
2018年 2 月	長崎県に初出店 大村市に「サイクルベースあさひ大村店」オープン。
2018年 8 月	大阪府大阪市都島区大東町の旧本社ビルに「大東町オフィス」を設置しホールセール事業部を移転。
2021年 5 月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
2022年 4 月	東京証券取引所プライム市場へ移行。
2023年 8 月	執行役員制度の導入。
2024年10月	「サイクルベースあさひ西日本物流センター」の機能を三重県伊賀市から京都府京田辺市に移転。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び非連結子会社（愛三希（北京）自転車商貿有限公司）の計2社で構成されており、店舗において自転車及びパーツ・アクセサリー等の関連商品の販売、各種整備及び修理等の付帯サービスの提供を行なっております。

当社は、当事業年度末現在、北海道・東北・関東・甲信越・中部・近畿・中国・四国・九州に528店舗の直営店を運営している他、当社直営店ノウハウをもとに中部、近畿及び九州に17店舗のフランチャイズ（F C）店を展開しております。子会社は、中国北京市に置いております。

インターネット通信販売では、「公式オンラインストア」に加え、「Yahoo!店」と「楽天市場店」を展開しております。

商品については、当社が企画開発し、中国や台湾の海外メーカーにて生産した自社ブランド商品に加え、国内及び海外の自転車メーカー等の他社ブランド商品、メーカーとの共同開発商品を取り扱っております。

また、商品卸事業では、国内販売店に対し、自社ブランド商品だけでなく、当社が日本総販売代理権を所有する自転車及びパーツ・アクセサリーを販売しております。

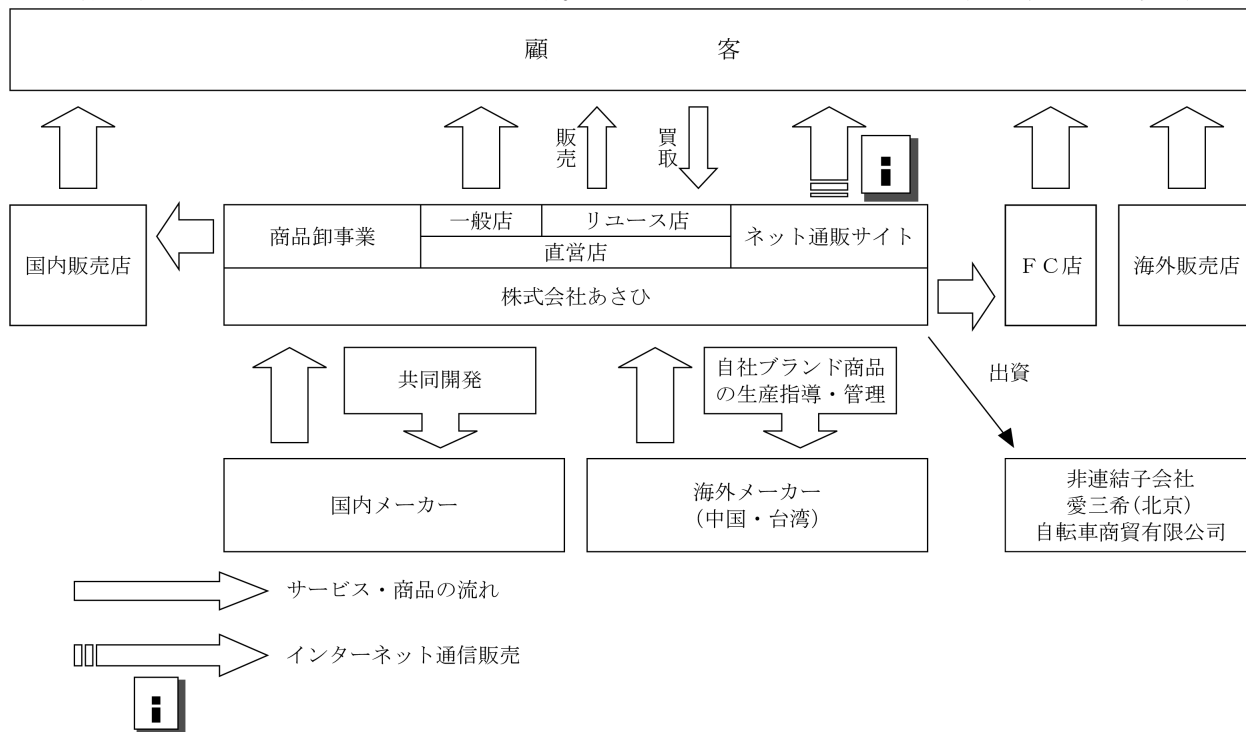
なお、当社は自転車事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

具体的な取扱品目は、以下のとおりであります。

品目別	主な内容
自転車	一般用自転車、スポーツサイクル、子供用自転車 電動アシスト自転車、折りたたみ自転車
パーツ・アクセサリー	自転車関連部品、用品
ロイヤリティ	F C 契約締結先からのロイヤリティ収入
その他	自転車の整備、修理等のサービス収入、F C 店舗向け自社ブランド商品売上、サイクルメイト加入料等

事業の系統図を示すと以下のとおりであります。

（2025年2月20日現在）



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	2025年2月20日現在
			平均年間給与(千円)
1,794 (1,706)	34歳9ヶ月	9年5ヶ月	4,984

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. ()内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は自転車事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業等取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
2.1	61.0	54.2	76.9	80.4

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
- (注) 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の基本経営方針及び経営戦略

当社は『私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。』という経営理念及び「あさひVISION2025」の実現を目指した行動計画に基づき、以下の方針を掲げております。

①全国各地への出店を進めるとともに、地域特性を活かした品揃えや、自転車をご利用されるシーンに合わせたライフスタイル提案型の展示を行なうなど、お客様のニーズに合わせた店舗展開をまいります。

②インターネット通信販売では、自社の「公式オンラインストア」に加え、「Yahoo!店」「楽天市場店」を展開し、未出店地域のお客様への対応に力を入れております。また、地域密着型のリアル店舗との融合による「ネットで注文・お店で受取り」サービスを展開し、より身近に、より便利に自転車を提供できることを目指し、OMO（注）戦略の強化に取り組んでいます。

③自社ブランド商品や当社が日本総販売代理権を有する「ルイガノ」などの海外スポーツサイクルブランドを中心に国内販売店に対して商品卸事業を行なっています。

④商品戦略では、お客様のニーズをつねに汲み取り「確かな品質で値ごろ感のある商品」を目指し、企画・開発に取り組んでおります。また、品質管理につきましては、商品のさらなる安全性の強化・向上を実現してまいります。

これらに基づき、今後も自転車専門販売店チェーンとして、世界の人々の自転車ライフの向上に努めてまいります。

（注） Online Merges with Offlineの略。ECと店舗が融合して、情報入手から購入、利用までをお客様の体験価値としてご提供する仕組み。

(2) 目標とする経営指標

①年間出店数

マーケティング機能の充実を図りながら、每期15から20店舗を目処とした新規出店のペースを維持し、お客様のさらなる利便性の向上に努めてまいります。

②自社ブランド商品構成比率

お客様にとって最適な品揃えをコンセプトに、店舗におきましては自社ブランド商品と他社ブランド商品の品揃え構成比率を各50%前後に保っています。

③対売上高営業利益率

当社は自転車及び自転車関連商品販売が事業の大半を占めるため、本業の収益性が明確に表れる対売上高営業利益率を重視しており、8%を当面の目標とし、一層の効率的な運営による営業利益率の向上に努めてまいります。

(3) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、原材料価格の高止まりや円安に伴う物価高などにより、依然として景気の先行きが不透明な状況が続くと想定しております。

自転車業界では、少子高齢化による利用者の減少傾向は続くものの、過年度までの大幅な新車販売台数の減少傾向から下げ止まりの局面を迎えています。また、2024年11月に改正道路交通法が施行され、自転車走行中の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の厳罰化が大きな話題となるとともに、利用者の安全意識の更なる向上が求められています。

このような経営環境の中、当社では、お客様お一人おひとりのより充実した自転車ライフをサポートし、誰もが安全・安心に自転車を利用できる環境づくりを推進します。そして、自転車の新しい価値創造企業として「持続可能な社会の実現」と「当社の持続的な成長」の両立を目指してまいります。この基本方針のもと、中期経営計画「あさひVISION2025」における以下の4つの重点戦略を着実に推進します。

・「お客様との関係性強化（CRM（注）強化）」

お客様お一人おひとりの自転車ライフのパートナーとなり、自転車の社会的価値やその可能性に共感していただく仲間づくりを推進します。具体的には、あさひ公式アプリと連動したプッシュ通知・配信の強化により、継続的な関係性構築を目指すとともに、サイクルメイト改定とアプリ連携サービスの充実を通じ、サイクルメイト加入者に対して公式アプリへの加入を促進し、より多くのお客様とのより良い関係性を築いてまいります。また、自転車ライフの楽しさを提案する自転車の総合情報サイト「ちりりん」の充実を通じて、モノ・コト・トキに関する様々な価値の提供に努めてまいります。

・「既存店の活性化」

お客様の購買行動の多様化に対応するため、店舗とECの特性を活かした利便性や顧客体験価値の向上を目指すことで、OMO戦略を着実に遂行し、更なるEC化率の拡大を推進してまいります。また、お客様のお困りごとに対応すべくサービスメニューの拡充に取り組むことにより、今の時代に求められる「お客様とのリアルなつながり」を深化させます。

・「新しい店舗スタイルの開発」

持続的な事業成長戦略として、従来の郊外型店舗に加え、新しい店舗スタイルの開発と出店を推進し、より多くのお客様に当社のサービスや商品を提供できる体制を整備します。EC利用率が高く、修理需要の受け皿ともなり得る都市部での出店や初期投資を抑制した小型店舗の開発を通して、比較的小規模な商圈でも成立する「都市型店舗」フォーマットを活用したビジネスモデルの強化を進めてまいります。

・「事業領域の拡大」

自転車業界全体の活性化や仲間づくりを目指し、卸売事業や企業・団体向けの外販事業を拡大してまいります。卸売事業では、自転車業界最大のSPA企業として、当社の強みである物流網を最大限に活用しながら高品質で安全性の高いあさひブランド商品を全国の自転車販売店へお届けします。店舗・ECでのリユース事業についても更なる拡大を目指し、買取対象店舗数を増加させるとともに、買取・商品化・再販売の一貫体制の強化、物流の効率化、在庫の確保や商品供給の安定化を図り、低炭素社会・循環型経済の実現に貢献します。

（注） Customer Relationship Managementの略。当社では、「サイクルベースあさひ公式アプリ」を通じてお客様の自転車ライフがより便利で快適なものになるよう情報提供を行なうなど、お客様との関係性強化を進めるための取り組みを指す。

(4) 企業価値向上に向けた取り組み

東京証券取引所からの「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請を受け、株価純資産倍率（PBR）改善に向けた取り組みを進めてまいります。

成長投資では、新規出店を中心とした店舗数の増加に加え、デジタル・ITや物流基盤の強化、SPAビジネスモデルの深化など、将来の成長を支える基盤づくりへの投資を促進してまいります。株主価値向上に向けた取り組みとしては、財務の健全性を維持しながら、配当性向35%を目安とした株主還元を行なうことで継続的な増配を目指し、投資先として魅力あるものにしていきたいと考えております。

なお、2025年2月期の自己資本利益率（ROE）は、資本コスト（約5～6%程度）を上回る9.3%となりました。引き続き資本効率向上を図り、PBRの改善につなげてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ基本方針

「私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。」という経営理念のもと、自転車で楽しむ文化を創造し、すべての人が生涯を通じてより良く生きるために、以下の基本的な取組み方針を定め、自転車を通じて「持続可能な社会の実現」と「当社の持続的な成長」の両立を目指します。

- ①未来の低炭素社会、自然共生社会、循環型社会に不可欠なモビリティである自転車のさらなる活用推進を図ります。
- ②企業活動によって生じる環境への負荷の低減に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していきます。
- ③安全・安心に自転車をご利用いただける環境づくりや、ルール、マナーの啓発活動に貢献していきます。
- ④性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観、キャリアや経験、働き方などに関係なく、多様な人材が活躍できる環境を整え、一人ひとりが能力を最大限に発揮できるようサポートし、当社に関わる全ての人々と当社がともに成長することを目指します。
- ⑤各ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、健全な経営に対する社会からの信頼を得るため、経営情報の適時適切な開示を行ない、積極的に説明責任を果たしていきます。

(2) 全般としての取組み

① ガバナンス

サステナビリティに関する諸課題への取組みは、当社の中長期的な企業価値向上のための重要な経営課題であることから、取締役会が適切に監督を行なうための体制を構築しています。

2022年7月にサステナビリティ基本方針を制定するとともに、2022年11月には推進体制を整備するため代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、執行役員及び全部門長を委員とするサステナビリティ委員会を取締役会の下部組織として設置しました。サステナビリティ委員会では気候変動への対応を含む、サステナビリティに関する取組みについての審議・検討を原則3か月に一度以上実施し、その結果を取締役会へ報告しています。取締役会は、サステナビリティ委員会からの報告や外部環境の認識に基づき、サステナビリティに関する戦略・方向性の検討及び取組みの監督・指示を行なっています。

② 戦略

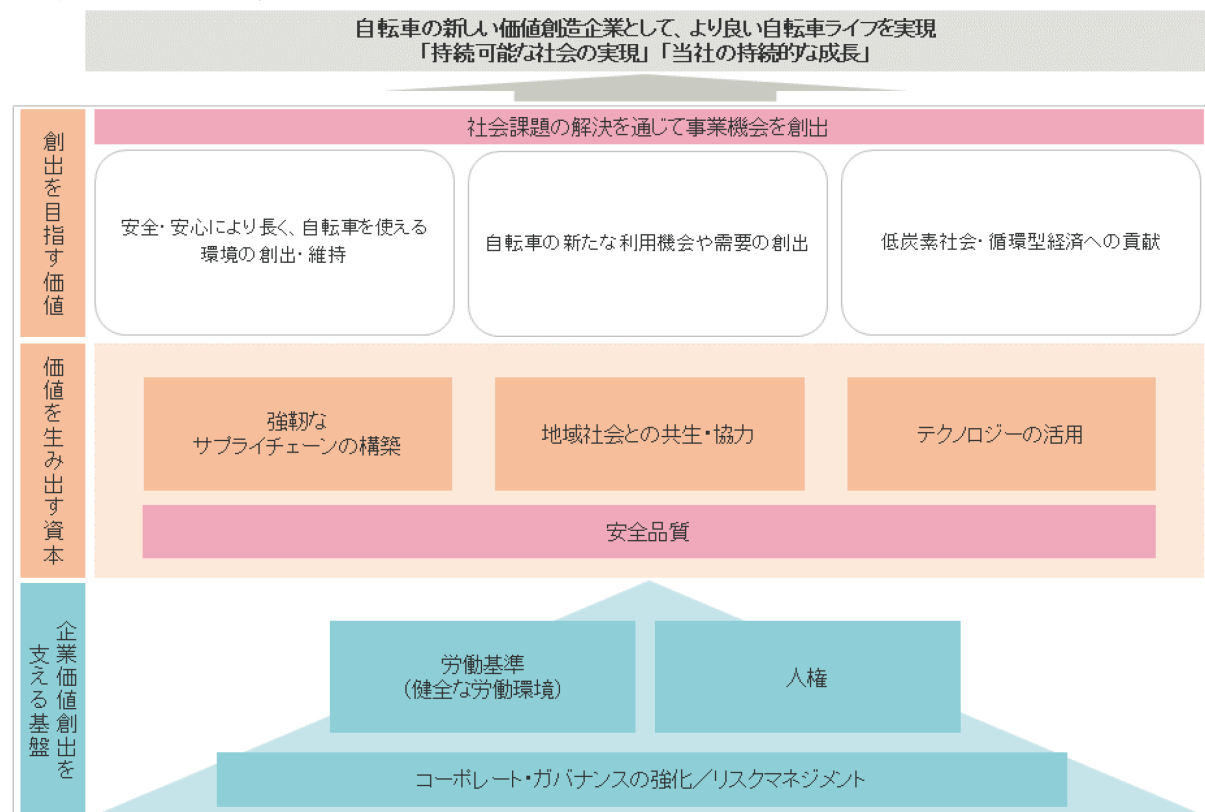
当社が直面している事業環境や機会とリスクを含む課題、将来想定される社会や環境課題及び主なステークホルダーを考慮に入れ、マテリアリティ（重要課題）を特定しました。なお、マテリアリティの重要度については、“当社にとって重要な課題”と“ステークホルダーにとって関心度の高い課題”の二つの評価軸で評価しました。

特定したマテリアリティは当社が実現したい未来に向け重点的に取組む10のテーマとし、それぞれのテーマは、社会課題の解決を通じ「創出を目指す価値」、「価値を生み出す資本（強み）」、「企業価値の創出を支える基盤」の3つの機能を担い、未来の実現に貢献します。

マテリアリティに関する詳細は下記URLをご参照ください。

<https://corporate.cb-asahi.co.jp/sustainability/materiality/>

■当社のマテリアリティ



③リスク管理

当社では、各部門でリスク管理を行なうとともに、取締役、執行役員及び関連部門長職が経営上重要な事項（品質・知的財産・外国為替取引・契約等）に関して横断的に状況を把握し、必要に応じ常勤取締役、執行役員及び関連部門長等で構成するリスクマネジメント委員会において報告検討しています。リスクマネジメント委員会は原則四半期に1回開催され、リスクを網羅的に把握、評価し、その対策について審議のうえ、取締役会へ上程しています。また、法律上の判断を必要とする案件に対応するため弁護士事務所と顧問契約を結び、適宜アドバイスを受けています。

(3)気候変動に関する取組み（TCFD提言に基づく情報開示）

①ガバナンス

上記「(2) 全般としての取組み」の「①ガバナンス」に記載のとおりです。

②戦略

■採用シナリオ

当社のTCFD提言に基づくシナリオ分析においては、以下のシナリオを想定しました。

気温上昇予測値	採用シナリオ	想定した環境
2℃未満	「移行」 IEA SDS（持続可能な開発シナリオ）	パリ協定の「2℃を十分下回る」という目標に適合するシナリオ。先進国は2050年までに、その他の国は遅くとも2070年までにネットゼロに達すると想定し、世界の気温上昇は1.7℃をピークに、50%の確率で1.65℃に抑制される。
	「物理」 IPCC SSP1-2.6	持続可能な発展を志向する社会経済の下で、工業化前を基準とする昇温（中央値）を2℃未満に抑える気候政策を導入。21世紀後半にCO2排出正味ゼロの見込み。
4℃	「移行」 IEA STEPS（既存政策シナリオ）	現在の政策状況を現実的に検討し、新たな政策が無い場合のエネルギーシステムの方向性を示すシナリオ。温度上昇が2℃を超え、2.5℃程度の上昇を見込む。
	「物理」 IPCC SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展を進める社会経済の下で、気候政策を導入しない高位参照シナリオ。

※IPCCのシナリオは、RCP（放射強制力）に基づく気温上昇の程度ごとのシナリオ（RCP2.6やRCP8.5等に、社会経済の状況についての想定シナリオ（SSP）を組み合わせたもの

※時間軸：2025年～2050年

■リスク・機会の評価・対応策

該当シナリオ	リスク・機会の分類	要因	内容	影響	重要度	主な対応策
2℃未満	移行リスク	炭素税	炭素税導入による（原材料、製造、物流）コストの上昇	原材料、製造、物流コスト	中	・省エネルギーの推進や再生可能エネルギーを導入する。 ・トラックEV化や物流センターの効率的配置転換等を物流業者に働きかけ、協力・協調する。 ・「乗る人の健康維持・増進に寄与し、地球にやさしい」という自転車の魅力を積極的に発信し、販売機会を拡大する。
		物流の脱炭素化	海上輸送・国内物流業者の脱炭素に伴う費用の増加	物流コスト	中	
		新たなモビリティ	気候変動等環境を意識したテクノロジーの進化により新たなモビリティが開発され、自転車と競合することによる自転車需要の減少	需要の減少	中	
		サステナブル製品需要	サステナブルな製品（原材料や包材への再生素材の利用、薄肉化による廃棄物削減、リユース等）の開発のためのコスト増加	原材料、廃棄物コスト	中	
	機会	消費者意識の変化	消費者意識の変化による自転車利用の拡大	需要の増加	大	・消費者嗜好の変化を敏感にとらえたマーケティングを進める。 ・リユースの認知度を向上させ、取扱い店舗を拡大する。 ・自動車活用推進法等に沿った取組みを進める自治体と協働する。 ・モビリティ関連の規制の動向をモニターし、適時適切に対処する。
		リユース普及	自転車のリユース市場の拡大	売上の増加	大	
		車利用のエリア規制	自転車利用の機会増加（都心部への車の乗り入れ禁止措置等）	利用機会の増加	大	
4℃	物理リスク	自然災害	製造・物流等のサプライチェーンの寸断などで生産停止・販売機会の損失が拡大	業務の停止、被災	大	・被災時においては代替調達を行なう。 ・物流センターの配置再編等により、効率的な販売網を構築する。 ・店舗ネットワークを最大限に活用し、製品の過不足調整・需給調整、相互支援などを行なう。
		自然災害	自然災害の発生頻度や強度が強まり、自然災害による店舗被害や商品損害、休業による売上損失、復旧費の発生等で損害額が増加	業務の停止、被災	大	
		自然災害	平均気温上昇による生産工場の稼働低下（納期不安定、コスト増加）	サプライチェーンの混乱	中	

③リスク管理

気候変動に関するリスクと機会については、バリューチェーン全体を対象に、業務執行取締役、執行役員及び全部門長が参画するサステナビリティ委員会にて特定・評価を行なっています。評価方法は、全社的なリスク管理と同様に、「影響度」と「発生可能性」の2つの側面の組み合わせによって分類したうえで重要性を判定しています。

リスク管理は、リスクの評価体制の整備、潜在的要因の顕在化、認識されたリスクを適切に評価し、かつ効果的な対応・予防・回避することであり、それらの管理による経済的被害の最小化及び不測事態への適切な対応を行なうことを目的としています。

④指標と目標

- ・2030年 GHG排出量（Scope1・2）を2021年2月期比で50%削減する
- ・2050年 GHG排出量（Scope1・2）のカーボンニュートラルを実現する

※上記目標のScope2はマーケット基準

当社では、2014年2月から消費電力の削減を目的に、LED照明の導入を開始しており、2025年2月時点で全店舗の99%で導入が完了しています。目標達成に向け、更なるエネルギー使用の効率化に努めていきます。

(4) 人的資本に関する取組み

①戦略

当社では従業員個人の成長が企業の持続的発展につながるとの認識に基づき、従業員の声に耳を傾けながら、適材適所で持てる能力を最大限に発揮できる制度の整備や自律型人材育成の風土醸成に取り組んでいます。自転車を通じて世界の人々に貢献するという経営理念とお客様一人ひとりの自転車ライフを豊かにするという経営VISIONの実現のため、当社では、以下のような人事基本方針、目指す組織文化、求める人材像（6つの価値）、人材育成方針、社内環境整備方針を掲げています。

(a) 人事基本方針

■あさひが目指す“人材マネジメント”の姿

**あさひは『人』でできている。
私たちはそんな社員一人ひとりの毎日がキラキラと輝くものであるために
“人材育成”に主眼をおいた人材マネジメントを追求していきます。**

あさひでは、『人材（社員）に対する考え方』のことを、『ポリシー（基本理念）』と呼び、人事制度・教育研修のみならず日常業務を含むあらゆるシーンにおいて人に関する考え方のベースになっています。これは、将来にわたるあさひの普遍的な価値観として考えています。あさひは、『自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指す』という経営理念を全店舗、さらには商品開発からサービスの細部に至るまで“あさひのかたち”として体現できるよう取り組んでいます。

そして、自転車が大好きな私たち社員がチームあさひ＝全社一丸となって、お客様をはじめ地域の皆様すべてに更なる価値を継続して提供していきたいと考えています。それは社員の成長なくして実現し得ないものであり、私たちは「あさひは『人』でできている。」を胸に“人材育成”に主眼をおいた人材マネジメントを追求していきます。

(b) 目指す組織文化

テーマ	主な内容(キーワード)
①安全・安心な 組織づくり	●質の高い人材採用 ●リテンションマネジメント(定着支援) 「人権尊重」「安全・防災・衛生・環境・品質・遵法」 「心理的安全性」「エンゲージメント」「生産性向上」
②自律型人材を 育てる組織づくり	●経営戦略実行に必要な人材獲得・育成 ●自律的キャリア(キャリアオーナーシップ) 「後継者育成計画」「プロフェッショナル人材(経営幹部・専門職)」「キャリア開発」「人材市場における競争力」
③多様な人材が活躍 できる組織づくり	●多様な違いを持った人材の活躍 ●人的資本の情報開示 「ダイバーシティ(女性、高齢者、複線型キャリア)」 「中途採用比率」「職種別採用」

(c) 求める人材像

6-Value（6つの重要視する価値観）

1. 経営理念	あさひの理念、VISIONに賛同し主体的に行動できる人材
2. 利他の心	多様性を尊重し相手の立場に立って考え、行動できる人材
3. 挑戦	高い目標を掲げ、不屈の精神で革新を起こせる人材
4. 専門性	意欲的に学び続け、自身の専門性を高めることができる人材
5. リーダーシップ	未来の展望を語り、周囲を巻き込み成果を出せる人材
6. コンプライアンス	法令、社内ルール、社会規範に即した行動ができる人材

(d) 人材育成方針/社内環境整備方針について

イ. 人材育成方針

組織ごとに役職、等級に期待される人物像を明示し、それぞれの上位等級、役職を見据えた成長につながるよう学習や教育の機会を提供します。また、従業員個々人が、「求められること」「やりたいこと」「できること」を考え伸ばし、自律型人材として活躍できる場を提供します。そして、従業員一人ひとりの個性を尊重しつつ、創業から受け継がれた「お客様の立場に立って考える」という価値観と共に個人と会社が成長し続けることを目指します。VISIONの実現に向け自分の強みを活かし、あさひと共に未来を創造する人材を育成します。

(i) 「お客様の安全、安心を追求するプロフェッショナル人材を育成します」

お客様の安全と安心を追求し自転車の楽しみ方を伝える社内マイスター制度を推進するとともに、店舗を支える各部門においても専門性の高い人材を育成します。

「あさひ自転車マイスター制度」

あさひ自転車マイスターは自転車のプロフェッショナルを育成するための制度です。技術（整備）・接客・ガイド（お客様参加型イベントの引率）の3つのカテゴリーそれぞれのあさひ自転車マイスターが、お客様の自転車ライフの向上を目指しています。技術（整備）、接客、ガイド（お客様参加型イベントの引率）の3分野において、一定基準を満たし、かつ社内試験を通じてあさひ自転車マイスターの資格を得ることができます。また、あさひ自転車マイスターの中からさらに上位の認定資格を得た者は、「トレーナー」「リーダー（トレーナーをまとめる役割）」として店舗従業員の育成を担い、あさひ全体の技術力やサービス向上を目指しています。お客様の自転車ライフの向上を目指し、あさひ自転車マイスター制度を通じ自転車のプロを育成しています。

「上級専門職」

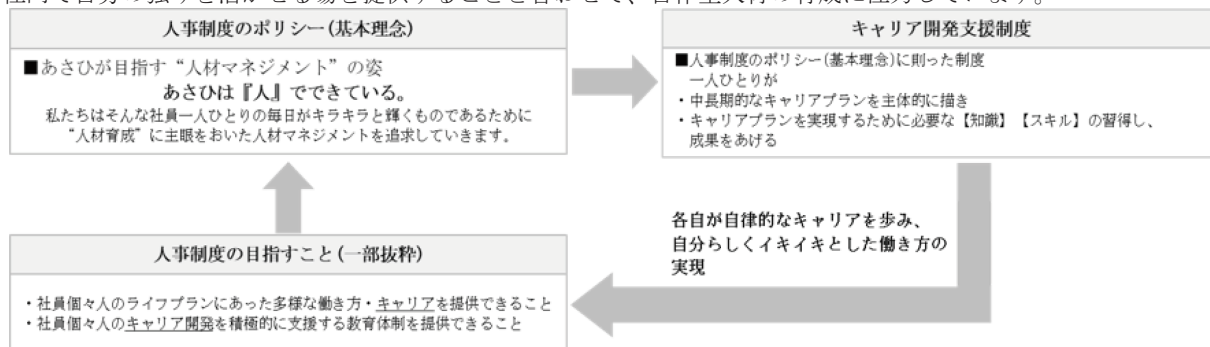
従業員の専門性向上及びキャリアの充実に目的に「上級専門職」を設置、間接部門の専門性を高めることで店舗のサポートを充実させ、お客様満足の向上に繋がります。

(ii) 「社員一人ひとりの成長とキャリア自律を支援します」

キャリア開発支援制度を通じて、従業員個々人のキャリア自律を推進します。「求められること」「やりたいこと」「できること」を自ら考え、成果を出せる人材を育成します。

「キャリア開発支援制度」

あさひで働く従業員一人一人が、それぞれの専門性を高め、自身の将来を輝くものにしていくためにキャリア開発に関する研修、勉強会を拡充。また、社内公募や自己申告、資格取得支援など人事制度のハード面を通じ、社内での自分の強みを活かせる場を提供することと合わせて、自律型人材の育成に注力しています。



[キャリア開発支援制度(全体像)]

	入社6年目	入社11年目	年代別(40・45歳)	年代別(50・55歳)	年代別(60歳)
キャリア 関連 研修	キャリアデザイン研修		キャリアマネジメント研修		
	・キャリア棚卸	・キャリア棚卸	・環境変化	・人生100年時代の設計	・定年迄と定年後の設計
	・役割認識	・役割認識	・自己理解(持ち味)	・自己資源の確認	・役割変化の認識と対応
	・キャリアビジョン作成	・キャリアビジョン作成	・人生全体を考える	・スキル、経験の伝承	・シニアの課題
その他 施策	キャリア面談 【毎年】 ・自己理解支援 ・上司と部下の関係性構築 ・能力開発の明確化				
	キャリア理論勉強会 【毎月】 ・自己理解支援 ・多様な価値観との交流 ・モチベーション向上 ・キャリアビジョン明確化 等				
	キャリアカウンセリング 【随時】 ・キャリアプラン ・業務内容 ・適性 ・自己啓発 ・昇進昇格 ・仕事と育児のバランス 等				

(iii) 「あさひの将来を担う経営幹部人材を育成します」

経営幹部育成プログラムにて多様なメンバーが公平に挑戦できる機会を増加させ、将来の経営を担う人材を持続的に育成します。

「Asahi Challenge Executive Program (略称)ACEP / エースプログラム」

従来の経営幹部育成に加え、将来経営幹部を目指す社員が自ら手を挙げ経営に参画しながら成長できるプログラム「ACEP」を設定。経営幹部による人材育成委員会を設置し将来経営人材を育成しています。

主な教育研修（抜粋）

項目	代表的な研修
店舗研修	新入社員研修
	フォローアップ研修（入社1年目、2年目、3年目）
	ステップアップ研修（入社1年目）
	副店長研修
	店長研修
	マイスター育成研修（技術、接客、ガイド）
店舗技術研修	新入社員技術研修（基礎）
	店舗社員向け技術研修
	自転車安全整備士、自転車技士研修、社内技術認定試験
間接部門研修	階層別研修（昇格者研修）
	リーダー育成研修
	多面観察フィードバック研修
	選択型研修（自己学習支援：e-ラーニング、派遣セミナー）
全社教育	コンプライアンス研修（每期テーマ設定）
	ハラスメント研修（每期テーマ設定）
キャリア開発支援	キャリア研修（キャリアデザイン、キャリアマネジメント、勉強会）

ロ．社内環境整備方針

当社では経営理念である「私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。」の実現の為に、「多様な経験・スキルをもつ人財が、安心して安全に働くことができ、その個性を自律的に発揮できる職場づくり」を社内環境整備方針とし、各施策を実行しています。

(i) ダイバーシティ&インクルージョンの取組み

当社は、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無、性的指向、宗教・信条、価値観、キャリアや経験、働き方などに関係なく、多様な人材が活躍できる環境を整え、一人ひとりが能力を最大限に発揮できる環境を整備することを目指します。

ダイバーシティ&インクルージョンの具体的な施策

項目	代表的な施策
働き方支援	総合職―地域限定職のコース転換制度
	育児休業制度及び復職時の支援制度
	小学6年生までの子を対象とした短時間勤務制度
	要支援から利用できる介護休業制度
	要支援から利用できる介護短時間勤務制度
	時間単位年次有給休暇制度
	65歳定年制及び65歳以上の嘱託社員制度
風土	ダイバーシティ方針の策定
	ダイバーシティ推進会議
	ダイバーシティ研修
	大阪市女性活躍推進リーディングカンパニーに認定
福利厚生	認可外保育園利用支援制度
	ベビーシッター費用補助
	福利厚生ハンドブック
	LGBTQの従業員を対象としたパートナー登録制度
	借上げ社宅制度
	転勤に関する支援制度
採用	障がい者の積極的雇用
	外国人採用時における在留資格更新支援
	正社員転換制度
	再入社制度

(ii) 安全衛生に関する取組み

当社は、安全・衛生が全てにおいて優先する絶対的価値であることを全従業員で認識し、全ての職場で誇りを持てる安全・衛生環境の実現を目指すことを「安全衛生基本方針」としています。又、従業員自らが健康意識を高め、心と体の健康保持増進に努めていく事を目指し、働きやすい職場環境の整備及び教育を行っています。

安全衛生に関する具体的な施策

項目	代表的な施策
健康	エール休暇制度（重篤な疾病時のサポート休暇）
	本人疾病時の短時間勤務制度
	長期障害所得補償制度（GLTD）
	社外ハラスメント相談窓口の設置
	健康相談窓口の設置
風土	コンプライアンス基本方針の策定
	ハラスメント防止ガイドラインの周知
	カスタマーハラスメント基本方針の策定

②指標と目標

人材育成方針に関する指標

項目	2025年2月期実績(名)	2026年2月期目標(名)
あさひ自転車マイスター 技術マイスター	409	450
あさひ自転車マイスター 接客マイスター	260	330
あさひ自転車マイスター ガイドマイスター	92	100

社内環境整備方針に関する指標

項目	2025年2月期実績(%)	2026年2月期目標(%)
女性管理職比率 (注) 1	2.1	4.2
男性育児休業取得率	61.0	65.0
男女賃金格差	54.2	55.0
離職率 (注) 2	6.4	5.3

(注) 1. 詳細は「第1 企業の概況 5 従業員の状況」に記載しております。

2. 離職率には定年退職者は含めずに算出しております

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 出店政策について

①直営店による店舗展開について

直営店による店舗展開は、以下のようなメリットがあります。

- ・会社の経営方針、施策等を迅速かつ適切に実施できます。
- ・店舗管理が容易かつ機動的に実施できます。
- ・出退店、移転等が臨機応変に実施できます。

このようなメリットがある反面、以下のようなリスクがあります。

- ・出店費用、人件費等のコスト負担が大きくなるリスクがあります。
- ・予定通りの出店ができないことにより財政状態及び経営成績に影響を与えるリスクがあります。
- ・直営店においては、賃借による出店を基本としており、店舗用物件の契約時に賃貸人に対し保証金及び建設協力金を差入れています。差入保証金の残高は、当事業年度末現在5,252,535千円（総資産に対する割合9.6%）、建設協力金の残高は、当事業年度末現在654,859千円（同1.2%）であります。当該保証金は、期間満了等による賃貸借契約解約時に契約に従い返還されます。

これらの保証金及び建設協力金は、貸主側の経済的破綻等不測事態の発生により、その一部又は全額が回収できなくなるリスクがあります。

- ・賃借物件で契約に定められた期間満了前に中途解約した場合は、契約内容に従って違約金の支払いが必要となるリスクがあります。

当社では、新規出店後の中途解約等リスクを極力抑えるために、物件毎に商圈、競合状況、投資効果等を総合的に勘案し、厳選した物件での出店を心掛けています。そのために、店舗開発専任人材の確保及び育成に注力するとともに、物件紹介業者や他テナントとの関係を強化し、より多くの物件情報を収集し、既存店データに基づいた売上予測システムを活用し、新規出店が商圈でのシェア向上につながるように展開を進めています。また、出店スケジュールは無理のない日程を設定し、出店の遅れ等のリスク回避に努めています。

差入保証金等の預託金管理については、回収不能リスクを低減する対策として、定期的な貸主与信状況把握や、預託金額の見直し・預託金の一部回収等に取り組んでいます。

②フランチャイズ（F C）展開について

当社では、“サイクルベースあさひ”ブランドの拡大と効率化を目的として、一部F Cによる店舗展開を行なっています。F Cによる店舗展開は、直営店による出店と比較し、低コストによる店舗展開が可能で、ブランドの浸透と当社商品の市場占有率の向上に貢献します。また当社はF C加盟店に対してF C契約に基づき、店舗運営に係る指導を実施しています。

一方で、F C加盟店は独立した経営主体であるため、下記のような潜在的なリスクも抱えています。

- ・統一的な店舗運営ノウハウ及び当社の経営方針、施策等を浸透させることが困難な場合があります。
- ・当社の出店政策に基づく出退店、移転等が臨機応変に実施できない場合があります。
- ・F C加盟店の経営状態等により店舗運営に支障が生じる場合があります。
- ・F C加盟店において重大なクレーム等が発生した場合、当社のブランド全体に対する信用失墜につながるおそれがあります。
- ・当社とF C加盟店との間にトラブル等が発生した場合、F C契約の解消、訴訟の発生等、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、当社の経営方針を十分にご理解、賛同いただいたうえで、F C加盟店を選定しています。

(2) 業績の季節変動について

当社は事業の性質上、業績に次のとおり季節的変動があります。

主要販売商品である自転車及び自転車関連商品は、春の入学・入社シーズンが最需要期となるため、上半期の売上高は下半期に比べ多くなる傾向があります。一方で、固定費部分の上半期・下半期の割合はほぼ一定であるため、営業利益の割合は上半期に偏る傾向があります。

なお、当社の最近2事業年度における上半期・下半期別の業績及び通期に対する比率は以下のとおりです。

科目	前事業年度（2024年2月期）			当事業年度（2025年2月期）		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
	金額 (千円) (%)	金額 (千円) (%)	金額 (千円) (%)	金額 (千円) (%)	金額 (千円) (%)	金額 (千円) (%)
売上高	43,763,626 56.1	34,312,789 43.9	78,076,416 100.0	46,420,805 56.9	35,172,648 43.1	81,593,454 100.0
売上総利益	20,706,039 55.5	16,599,225 44.5	37,305,264 100.0	21,709,697 56.0	17,029,870 44.0	38,739,567 100.0
営業利益	4,218,701 85.9	693,376 14.1	4,912,078 100.0	4,763,891 86.8	722,080 13.2	5,485,972 100.0

(注) 比率は、通期に対する割合です。

(3) 自社ブランド商品について

当社では、「新しい発見」「驚き」「楽しさ」といったお客様の期待を超える商品づくりを目的に、自社ブランド商品の企画・開発に注力しています。

自社ブランド商品は、当社にて企画・開発を行ない、主に海外の自転車メーカーに生産を委託しています。当期における当該生産委託品の仕入高は18,834,896千円（総仕入高に占める割合42.9%）で、その大半は中国において生産を行なっています。このため、現地における今後の政治・社会情勢、経済的環境によっては、生産に支障が生じたり、生産コストが上昇したりすること等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社では、当社の努力だけでは吸収しきれないような仕入価格の変動に対しては販売価格を柔軟に変更するように努めています。しかし、仕入と販売の時期の差によって十分な調整ができない期間が生じる場合や仕入価格が予想を上回って変動した場合には、当社の売上総利益率が影響を受ける可能性があります。

このため、当社では、パーツの性能、機能等と価格とのバランスを考慮しながら、適時にモデルチェンジを行ない、適正な価格を維持しています。

なお、自社ブランド商品の企画・開発に当たっては、他社メーカーの特許権、商標権、意匠権等の侵害について細心の注意を払っていますが、これら権利を侵害したとして裁判等の紛争に至った場合においては、その処理に多額の費用を要し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) 為替リスクについて

当社は、中国を中心とした海外メーカーから商品を輸入しており、当事業年度の当社の輸入仕入高比率は45.3%です。

輸入に関しましては、海外仕入先との仕入価格改定の交渉とともに国内販売先との販売価格改定の交渉等を併せて行なっていますが、為替の変動幅が予想以上に大きくなる、又は為替予約のタイミングが不適切であることなどにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社では、為替変動リスクを軽減するため、為替予約運用ガイドラインを設定のうえ、適切なタイミングで為替予約取引を行なっています。

(5) 売掛金の回収について

当社は、商品供給をはじめとする、法人向け等の掛売取引を行なっています。予期せぬ得意先の経営破綻が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社では、得意先に対する売掛金等の与信管理については、定期的に情報収集を行ない、また信販会社を利用するなど十分に留意しています。

(6) 固定資産の減損会計について

当社は、店舗等に係る有形固定資産及び無形固定資産などを保有しています。店舗等の収益性の低下により各店舗等の帳簿価額が回収できない場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる手続きとして、減損処理を行なう必要があります。この結果、当該店舗等について減損損失が計上され、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

このため、当社は、店舗形態に応じた出店基準を定め、投資回収を検討したうえで出店を行なっています。

(7) 人材の確保、育成について

当社は直営店方式による自転車及び関連商品の小売業を事業の柱にしており、積極的な新規出店を行なっています。また、自転車は「乗り物」であり、何よりも安全性が重視されるため、店舗において組立・整備・修理等を適切かつ確実に行なう必要があります。

従って、店舗数の拡大ペースに対応した人材の確保・育成に支障をきたすといった場合には、出店ペースの減速、顧客に対するサービスの低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

このため、当社においては、年1回の新規卒業者だけではなく、年間を通じて補充・出店のための要員を機動的に採用しています。また、安全性を確保する技術的資格として、入社後2年以上経過の社員に対し、自転車技士、自転車安全整備士など公的資格の取得を支援しています。また、「マイスター制度」という社内資格を導入し、整備、接客、ガイド（自転車の「楽しみ方・安全」を提案）の3分野において、一定基準を満たし、かつ社内試験に合格すると「マイスター」の資格を得ることができ、社員の自発的なレベルアップを支援しています。

さらに、技能経験を考慮し十分な資質があると判断したアルバイトの社員登用を行なうなど、即戦力となる人材確保に関して成果を挙げてきています。このように技術的、能力的に高い専門性を持つ社員を配置し、専門店チェーンとしての独自性と有用性を向上させるとともに人材の確保・育成に対応しています。

その他、社内技術講習会、展示会及びメーカー技術講習会等、さまざまな機会を積極的にとらえ、技術・商品知識の修得をはじめとする人材の育成にも継続的に取り組んでいます。

(8) 品質管理について

店舗においては、顧客より注文のあった自転車を組立・整備のうえ、引渡しを行ないます。当該組立・整備上の瑕疵が原因で、販売した自転車による事故、負傷等が発生した場合、その損害の賠償、又は補償を求められる可能性があります。

また、自社ブランド商品及び国内販売権利取得ブランド(レイガノ) 商品においては、当社仕様による商品をメーカーに製造委託し、自社ブランド商品及びレイガノブランドとして販売しているため、製造物責任法（PL法）の適用を受けます。それらの企画発注に関しては、国内・海外のいずれにおいても日本工業規格(JIS規格)適合を最低条件とし、当社独自の品質基準を設定して、部品調達、メーカーの選定を行なっています。

製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、損害賠償額以外に、製品の回収、交換・補修、設計変更等のコスト発生や、当社の社会的評価の低下につながる恐れがあります。この結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

製造物責任賠償については生産物賠償責任保険(PL保険)に加入しています。

また、サンプル商品の仕様詳細のチェックをはじめ、完成品出荷時には仕様の最終点検及び全般にわたる品質機能検査を義務付け、必要に応じて自ら立会検査を行なうことによって品質管理を行なっています。

(9) 顧客情報の管理について

当社は、自転車販売した顧客に対し、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年11月25日法律第87号）」に基づく自転車防犯登録の勧奨や、サイクルメイト（任意で入会できる当社会員サービス制度）への入会による盗難補償、無料点検、各種割引等のサービスを提供しています。また、インターネットによる通信販売も行なっています。

顧客情報の管理には万全を期していますが、不正アクセス等により顧客情報が外部に流出した場合には、当社における直接的損害や当社に対する信用の低下等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

そのため、顧客情報を内規である「個人情報保護管理規程」に基づき厳重に管理し、インターネットによる通信販売においても、外部から不正アクセスができないようにファイアウォール等のセキュリティ手段を講じています。また、社内研修による人材の育成も行なっています。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善により緩やかな回復傾向が見られましたが、地政学的リスクの高まりや円安の進行、国内の物価上昇など、景気の先行きは不透明な状態が続きました。

自転車業界では、高機能・高単価な電動アシスト自転車への乗り換え需要の増加や物価高に伴う節約意識の高まりを背景に買い替えサイクルが長期化し、新車販売が低調に推移しました。

このような経営環境の中、当社は自転車の新しい価値創造企業として「持続可能な社会の実現」と「当社の持続的な成長」を目指し、お客様のより良い自転車ライフの実現に向けて取組んでまいりました。

まず、OMO戦略の強化では「ネット注文、お店で受取り」サービスの基盤強化を中心に、人気商材の確保や競争力のある販売価格の設定、並びに効果的なキャンペーン施策などを行ない、主に電動アシスト自転車の販売を伸ばすことができました。

店舗では、当社が創業75周年を迎えたことを記念し、特別価格での感謝還元キャンペーンを実施しました。また、修理・メンテナンスやリユース需要の増加に対応するため、最適なサービスを提供できる人員体制を整備しました。

リユース事業においてはシティサイクルの買取を開始し、スポーツサイクル、電動アシスト自転車、キッズサイクルに加えてすべての車種の買取が可能になりました。

これらの取組みにより、当社の強みである全国展開の店舗網やECでの販売体制、リユース車の買取・再販売体制、修理技能を有する専門人材などの収益基盤を更に強化したことで、小売業界を取り巻く厳しい経営環境下においても増収増益を達成することができました。

また、2026年2月期に最終年度を迎える中期経営計画「あさひVISION2025」において、収益性の向上や自転車業界全体の活性化を目指す重点戦略である「お客様との関係性強化（CRM強化）」「既存店の活性化」「新しい店舗スタイルの開発」「事業領域の拡大」を下支えする次の3つの成長基盤の強化を進めました。

① 「デジタル・IT基盤の強化」

② 「物流機能の強化と最適化」

③ 「ブランディング強化」

具体的な取組みとして、「デジタル・IT基盤の強化」では、販売・在庫管理に関わる業務プロセスを効率化するために新基幹システムを導入し、本格稼働を開始しました。

「物流機能の強化と最適化」では、主要物流拠点の1つである「西日本物流センター」の機能を三重県伊賀市から京都府京田辺市に移し、2024年10月から本格的に稼働しました。物流拠点をより店舗に近い立地に移し、配送効率を高めることで、「距離×台数」で算出する物流負荷係数の削減を目指すとともに、専用システムの導入によりドライバーの待機時間の削減と管理を行ない、物流2024年問題の解決に取り組みました。

「ブランディング強化」では、主にあさひブランド商品の品質向上に取り組むとともに、社内公募で結成された20歳代のメンバーを中心とするプロジェクトチームにより企画された商品「COOSA」を新たな商品ブランドとして誕生させるなど、ブランドコンセプトに沿った商品開発を積極的に行ないました。また、ブランド価値と認知度を向上し、当社の持続的な成長に繋げることを目的として、従業員へのインナーブランディング教育を実施しました。

出退店の状況につきましては、東北地域に1店舗、関東地域に8店舗、近畿地域に3店舗を新規出店しました。また、中国地域の1店舗がフランチャイズ契約を終了したことに伴い同地域に直営店を移転オープンしました。この結果、当事業年度末の店舗数は、直営店528店舗、FC店17店舗のあわせて545店舗となりました。

このような活動の結果、当事業年度におきましては、以下のとおり増収増益となりました。

売上高	81,593,454千円	（前年同期比	4.5%増）
営業利益	5,485,972千円	（前年同期比	11.7%増）
経常利益	5,626,076千円	（前年同期比	8.4%増）
当期純利益	3,555,930千円	（前年同期比	14.2%増）

なお、当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、セグメントの区分ごとの記載を省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ62,989千円減少（前事業年度は4,205,219千円の増加）し、当事業年度末には9,438,076千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は4,293,272千円（前事業年度は8,581,614千円の獲得）となりました。収入の主な内訳は、税引前純利益5,373,211千円、減価償却費1,696,755千円であり、支出の主な内訳は、棚卸資産の増加額1,217,303千円、未払消費税等の減少額926,439千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,998,066千円（前事業年度は3,053,355千円の使用）となりました。収入の主な内訳は、差入保証金の回収による収入48,436千円であり、支出の主な内訳は、新規出店に係る有形固定資産の取得による支出2,511,544千円、差入保証金の差入による支出280,616千円、無形固定資産の取得による支出190,981千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,358,195千円（前事業年度は1,323,039千円の使用）となりました。これは、配当金の支払額1,245,149千円、自己株式の取得による支出113,045千円であります。

③ 仕入及び販売の実績

当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、仕入及び販売の実績は品目別により記載しております。

（a）仕入実績

当事業年度の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 （自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）	前年同期比(%)
自転車	36,805,996	115.4
パーツ・アクセサリ	6,436,996	112.1
その他	612,385	82.8
合計	43,855,378	114.3

(b) 販売実績

当事業年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	前年同期比(%)
自転車	57,788,228	105.5
パーツ・アクセサリ	14,026,165	99.7
ロイヤリティ	140,315	91.7
その他	9,638,744	106.2
合計	81,593,454	104.5

(注) 総販売実績に対する販売割合で10%以上の相手先はありません。

(c) 地域別販売実績

当事業年度の地域別販売実績は、次のとおりであります。

地域別	売上高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)	店舗数(店)
北海道・東北・ 関東・甲信越	39,749,068	48.7	105.8	252
中部	8,840,889	10.8	104.4	67
近畿	18,687,592	22.9	103.8	120
中国・四国・九州	11,861,885	14.5	101.9	89
ロイヤリティ・ その他	2,454,017	3.0	102.1	-
合計	81,593,454	100.0	104.5	528

(注) 1. 上記店舗数は、当事業年度末現在の直営店舗を記載しております。

2. ロイヤリティ・その他には、フランチャイズ契約締結先からのロイヤリティ収入、F C (フランチャイズ店) 並びにGMS (ゼネラルマーチャンダイズストア) ・H C (ホームセンター) 等への商品売上、及び本社部門における外商売上を記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態の分析

(a) 流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ1,322,404千円(4.5%)増加し、30,561,340千円となりました。これは主に、商品の増加848,207千円、未着商品の増加351,563千円、現金及び預金の減少58,245千円等によるものであります。

(b) 固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ576,054千円(2.5%)増加し、23,890,991千円となりました。これは主に、建設仮勘定の増加268,514千円、建物の増加217,980千円、建設協力金の減少96,233千円等によるものであります。

(c) 流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ296,678千円(2.1%)減少し、14,141,400千円となりました。これは主に、買掛金の増加482,195千円、未払法人税等の増加417,836千円、未払消費税等の減少926,439千円等によるものであります。

(d) 固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ42,855千円(3.7%)増加し、1,194,621千円となりました。これは主に、資産除去債務の増加28,144千円、株式報酬引当金の増加15,000千円等によるものであります。

(e) 純資産

当事業年度末の純資産の残高は、前事業年度末に比べ2,152,281千円(5.8%)増加し、39,116,311千円となりました。これは主に、当期純利益による増加3,555,930千円、剰余金の配当による減少1,246,416千円、自己株式の取得による減少113,045千円等によるものであります。

② 経営成績の分析

(a) 売上高の状況

当社の当事業年度の売上高は前年同期比3,517,037千円増(同4.5%増)の81,593,454千円となりました。売上高の内訳の詳細については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」と「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③仕入及び販売の実績 (b)販売実績」をご参照ください。売上高が増加した主な要因は、「ネットで注文、お店で受取り」サービスの基盤強化によるEC販売の拡大、全国の店舗に技能を有するスタッフを安定的に配置し修理・メンテナンスやリユース需要の増加に対応したこと並びに新規出店による店舗数の増加などが挙げられます。

(b) 売上総利益の状況

当社の当事業年度の売上総利益は、前年同期比1,434,302千円増(同3.8%増)の38,739,567千円となりました。売上総利益が増加した主な要因は、上述したとおり、売上高が増加したことが挙げられます。

(c) 営業利益の状況

当社の当事業年度の販売費及び一般管理費は、前年同期比860,408千円増(同2.7%増)の33,253,594千円となりました。これは主に、当期の新規出店に伴う出店費用及び地代家賃、支払手数料、水道光熱費等の増加によるものであります。これらの結果、営業利益は前年同期比573,894千円増(同11.7%増)の5,485,972千円となりました。

(d) 経常利益の状況

当社の当事業年度の営業外収益は、前年同期比53,485千円減(同14.0%減)の328,099千円となりました。これは主に、受取補償金等の減少等によるものであります。営業外費用は、前年同期比86,542千円増(同85.3%増)の187,995千円となりました。これは主に、為替差損等の増加によるものであります。これらの結果、経常利益は前年同期比433,866千円増(同8.4%増)の5,626,076千円となりました。

(e) 当期純利益の状況

当社の当事業年度の特別利益は計上しておりません。特別損失は、前年同期比162,859千円減(同39.2%減)の252,864千円となりました。これは主に、減損損失239,107千円等であります。法人税等(法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額)は前年同期比153,926千円増(同9.3%増)の1,817,280千円となりました。これらの結果、当期純利益は前年同期比442,799千円増(同14.2%増)の3,555,930千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としています。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達については、金融機関からの長期借入を基本としています。

なお、当事業年度の財政状態及びキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、合理的に判断して行なっておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 注記事項 (重要な会計方針)」に記載のとおりですが、特に以下の事項に関する会計上の見積りが当社の財務諸表の作成に大きな影響を及ぼすと考えております。

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローは事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により見積りの見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

なお、当事業年度においては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載のとおり、減損損失(239,107千円)を計上しております。

⑤ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高については、高機能・高単価な電動アシスト自転車への乗り換え需要の増加や生活費をはじめとした物価上昇の影響で節約意識が強まり、自転車の買い替えサイクルが長期化するなど、当社を取り巻く経営環境に大きな変化があり、計画比906,545千円減(同1.1%減)となりました。

営業利益については、上述したように売上高が減少したため、計画比14,027千円減(同0.3%減)となりました。

また、経常利益は計画比173,923千円減(同3.0%減)、当期純利益は計画比124,069千円減(同3.4%減)となりました。

なお、ROEは当期純利益の計画未達により、計画比0.4ポイント減の9.3%となりました。

	2025年2月期(計画)	2025年2月期(実績)	2025年2月期(計画比)
売上高	82,500,000千円	81,593,454千円	906,545千円減(1.1%減)
営業利益	5,500,000千円	5,485,972千円	14,027千円減(0.3%減)
経常利益	5,800,000千円	5,626,076千円	173,923千円減(3.0%減)
当期純利益	3,680,000千円	3,555,930千円	124,069千円減(3.4%減)
ROE(自己資本利益率)	9.7%	9.3%	0.4ポイント減

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、店舗運営希望者に対して「サイクルベースあさひフランチャイズチェーン契約」を締結することでフランチャイズ権の付与を行なっております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

契約内容	加盟店に対し、当社の所有する商標、サービスマーク及び経営ノウハウを用いて、全加盟店が同一と見られるイメージのもとに自転車及びその関連商品の販売と修理の営業を行なう権利を付与するとともに、店舗運営に関する指導及び経営指導の一環として加盟店の経営分析を行ない必要に応じて助言指導を行なっております。
契約期間	契約締結の日から満5年間であり、契約期間満了6ヶ月前までに書面による異議の申し出がないときは、同一条件の下に自動的に3年間延長されるものとし、以後の更新も同様であります。
加盟金	加盟金は、当該契約時に一定額を受領することとなっております。
ロイヤリティ	ロイヤリティは、総売上高に対する一定率を毎月受領することとなっております。
契約先	大阪市都島区の株式会社ダイツ等5社で、F C店舗は17店舗であります（当事業年度末現在）。

6 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充を図るため、新規出店や既存店舗の建替えをいたしました。その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産2,493,574千円、賃貸借契約に係る差入保証金280,616千円、総額2,774,190千円となりました。

なお、当社は自転車事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所別設備の状況 2025年2月20日現在

事業所	所在地	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数（人）
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地		その他	合計	
					面積（㎡）	金額			
北海道 新道東店 ほか8店舗	札幌市東区ほか	販売設備	118,724	—	— (8,432)	—	17,501	136,225	24 (34)
岩手県 盛岡南店	岩手県盛岡市	販売設備	0	—	— (3,086)	—	0	0	2 (2)
宮城県 名取店 ほか5店舗	宮城県名取市ほか	販売設備	30,026	—	— (6,527)	—	4,578	34,605	19 (18)
秋田県 秋田旭南店	秋田県秋田市	販売設備	8,389	—	— (1,007)	—	227	8,616	2 (3)
山形県 山形北店 ほか1店舗	山形県山形市	販売設備	42,993	—	— (3,305)	—	4,680	47,674	4 (5)
福島県 郡山富田店 ほか1店舗	福島県郡山市ほか	販売設備	197,353	—	— (2,462)	—	9,965	207,319	4 (5)
北海道・東北地域計 21店舗			397,487	—	— (24,819)	—	36,953	434,441	55 (67)
茨城県 つくば店 ほか11店舗	茨城県つくば市ほか	販売設備	75,398	—	— (14,863)	—	11,664	87,063	27 (28)
栃木県 宇都宮インターパーク店 ほか6店舗	栃木県宇都宮市ほか	販売設備	44,588	—	— (8,696)	—	3,984	48,573	18 (18)
群馬県 高崎東店 ほか4店舗	群馬県高崎市ほか	販売設備	100,951	—	— (6,065)	—	15,057	116,008	17 (15)
埼玉県 浦和東店 ほか38店舗	さいたま市緑区ほか	販売設備	770,607	—	4,441 (38,677)	629,584	79,208	1,479,400	107 (118)
千葉県 東習志野店 ほか31店舗	千葉県習志野市ほか	販売設備	526,832	—	— (31,777)	—	48,215	575,048	87 (86)
東京都 扇店 ほか76店舗	東京都足立区ほか	販売設備	1,067,664	—	— (54,328)	—	118,895	1,186,559	257 (268)
神奈川県 港北富士見が丘店 ほか45店舗	横浜市都筑区ほか	販売設備	846,984	—	— (39,973)	—	102,336	949,321	148 (150)
新潟県 長岡店 ほか5店舗	新潟県長岡市ほか	販売設備	25,985	—	— (9,366)	—	8,095	34,081	15 (17)
山梨県 甲府昭和店 ほか2店舗	山梨県甲府市ほか	販売設備	23,883	—	— (2,617)	—	3,745	27,629	10 (10)
長野県 松本店 ほか3店舗	長野県松本市ほか	販売設備	32,012	—	— (3,975)	—	6,298	38,310	11 (13)
関東・甲信越地域計 231店舗			3,514,909	—	4,441 (210,337)	629,584	397,502	4,541,996	697 (723)

事業所	所在地	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 （人）
			建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地		その他	合計	
					面積（㎡）	金額			
富山県 富山婦中店 ほか3店舗	富山県富山市ほか	販売設備	12,324	—	— (8,432)	—	3,746	16,070	8 (12)
石川県 アクロスプラザ野々市店 ほか3店舗	石川県野々市市ほか	販売設備	46,846	—	— (4,416)	—	3,430	50,277	8 (10)
福井県 福井北店 ほか1店舗	福井県福井市ほか	販売設備	8,115	—	— (2,687)	—	3,413	11,528	5 (6)
岐阜県 岐阜市橋店 ほか3店舗	岐阜県岐阜市ほか	販売設備	59,848	—	— (5,179)	—	8,596	68,444	8 (10)
静岡県 浜松店 ほか14店舗	浜松市中央区ほか	販売設備	136,556	—	— (18,269)	—	19,378	155,935	46 (45)
愛知県 豊橋店 ほか34店舗	愛知県豊橋市ほか	販売設備	792,561	—	— (31,659)	—	50,279	842,840	97 (97)
三重県 三重川越店 ほか2店舗	三重県三重郡川越町 ほか	販売設備	32,145	—	— (2,883)	—	580	32,726	6 (8)
中部地域計 67店舗			1,088,399	—	— (73,524)	—	89,425	1,177,824	178 (188)
滋賀県 栗東草津店 ほか4店舗	滋賀県栗東市ほか	販売設備	46,068	—	— (4,957)	—	2,769	48,838	18 (12)
京都府 桂店 ほか9店舗	京都市西京区ほか	販売設備	247,080	2,381	— (8,081)	—	19,600	269,062	25 (30)
大阪府 都島本店 ほか60店舗	大阪市都島区ほか	販売設備	1,000,549	—	2,399 (42,884)	535,464	108,774	1,644,788	172 (196)
兵庫県 加古川店 ほか35店舗	兵庫県加古川市ほか	販売設備	795,660	—	716 (29,529)	130,412	60,053	986,126	105 (102)
奈良県 香芝店 ほか3店舗	奈良県香芝市ほか	販売設備	101,265	—	— (3,937)	—	7,852	109,117	12 (11)
和歌山県 和歌山店 ほか3店舗	和歌山県和歌山市 ほか	販売設備	74,734	—	— (5,804)	—	9,204	83,939	10 (14)
近畿地域計 120店舗			2,265,358	2,381	3,115 (95,192)	665,877	208,255	3,141,872	342 (365)
鳥取県 米子店 ほか1店舗	鳥取県米子市ほか	販売設備	38,228	—	— (1,848)	—	2,478	40,707	4 (5)
島根県 松江学園通り店	島根県松江市	販売設備	498	—	— (815)	—	129	628	2 (2)
岡山県 倉敷笹沖店 ほか5店舗	岡山県倉敷市ほか	販売設備	123,229	—	1,068 (6,218)	68,988	5,983	198,201	20 (17)
広島県 福山店 ほか10店舗	広島県福山市ほか	販売設備	142,940	—	— (7,690)	—	11,017	153,957	31 (29)
山口県 宇部店 ほか5店舗	山口県宇部市ほか	販売設備	83,223	—	— (5,333)	—	2,604	85,828	15 (13)
中国地域計 26店舗			388,121	—	1,068 (21,904)	68,988	22,212	479,323	72 (66)
徳島県 徳島店 ほか3店舗	徳島県徳島市ほか	販売設備	110,022	—	— (4,251)	—	3,859	113,882	14 (9)
香川県 高松中央通店 ほか3店舗	香川県高松市ほか	販売設備	20,768	—	— (3,775)	—	3,478	24,246	14 (11)
愛媛県 松山天山店 ほか4店舗	愛媛県松山市ほか	販売設備	52,078	—	— (4,217)	—	6,115	58,194	16 (12)
高知県 南御座店 ほか2店舗	高知県高知市ほか	販売設備	46,581	—	— (2,453)	—	3,694	50,275	11 (9)
四国地域計 16店舗			229,450	—	— (14,696)	—	17,147	246,597	55 (41)

事業所		所在地	設備の 内容	帳簿価額（千円）						従業員数 （人）
				建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地		その他	合計	
						面積（㎡）	金額			
九州地域計 47店舗	福岡県 福岡春日店 ほか25店舗	福岡県春日市ほか	販売設備	330,627	—	— (27,627)	—	45,477	376,105	76 (69)
	佐賀県 佐賀店 ほか1店舗	佐賀県佐賀市ほか	販売設備	6,504	—	— (3,143)	—	1,225	7,729	5 (5)
	長崎県 大村店	長崎県大村市	販売設備	13,368	—	— (849)	—	211	13,580	2 (2)
	熊本県 光の森店 ほか6店舗	熊本県菊池郡菊陽町 ほか	販売設備	102,870	—	— (7,119)	—	16,559	119,430	20 (19)
	大分県 下郡店 ほか5店舗	大分県大分市ほか	販売設備	53,210	—	— (6,561)	—	7,833	61,044	13 (14)
	宮崎県 都城店 ほか4店舗	宮崎県都城市ほか	販売設備	30,700	—	— (5,634)	—	4,653	35,354	12 (11)
	九州地域計 47店舗			537,283	—	— (50,934)	—	75,962	613,245	128 (120)
大阪府 本社	大阪府都島区	統括業務 施設	272,664	—	1,603 (—)	642,864	1,024,195	1,939,724	159 (91)	
埼玉県 東日本物流センター	埼玉県久喜市	物流業務 施設	1,249,241	3,851	33,489 (—)	859,846	8,429	2,121,368	13 (36)	
三重県 西日本サテライト物流セン ター	三重県伊賀市	物流業務 施設	257,349	14,997	25,467 (—)	218,511	2,463	493,322	8 (3)	
京都府 西日本物流センター	京都府京田辺市	物流業務 施設	2,595	3,736	— (12,480)	—	—	6,332	2 (—)	
埼玉県 東日本研修センター	さいたま市緑区	統括業務 施設兼 研修施設	4,369	—	— (—)	—	—	4,369	11 (—)	
東京都 店舗開発部八王子オフィス	東京都八王子市	統括業務 施設	0	—	— (—)	—	0	0	4 (—)	
大阪府 吹田オフィス	大阪府吹田市	統括業務 施設	692	0	— (248)	—	23,394	24,086	70 (6)	
大阪府 大東町オフィス	大阪府都島区	統括業務 施設	—	—	453 (—)	77,341	—	77,341	— (—)	
全社共通			1,786,912	22,585	61,012 (12,728)	1,798,562	1,058,483	4,666,544	267 (136)	
合計			10,207,922	24,967	69,635 (504,135)	3,163,012	1,905,943	15,301,845	1,794 (1,706)	

- （注） 1. その他の金額の内訳は、工具、器具及び備品905,452千円（一括償却資産除く）、ソフトウェア1,000,491千円であり、建設仮勘定は含んでおりません。
2. 面積のうち（ ）内の数値は、賃借面積を外書きで表示しております。
3. 都島本店は、本社と同一の土地にあるため、大阪府の土地の面積には、含んでおりません。
4. 店舗及び寮の年間賃借料（地代家賃）は6,169,144千円であります。
5. 従業員数は、就業人員数であります。
6. 従業員数欄の人数のうち（ ）内は、外書きで臨時雇用者の年間の平均人員を記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。
7. 当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
8. 上記の他、賃貸用不動産（岐阜県各務原市他）として投資不動産（建物他82,823千円）があります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案し実施しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		床面積 (㎡)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
目黒山手通り店 (東京都目黒区)	販売設備	32,652	1,100	自己資金	2025年2月	2025年3月	165.5
徳川店 (名古屋市東区)	販売設備	39,672	1,700	自己資金	2025年1月	2025年3月	233.0
伏古環状通り店 (札幌市東区)	販売設備	55,810	—	自己資金	2025年5月	2025年6月	404.7
三田店 (兵庫県三田市)	販売設備	141,400	1,400	自己資金	2025年3月	2025年8月	575.2
横浜栄店 (横浜市栄区)	販売設備	159,450	3,250	自己資金	2025年5月	2025年10月	656.1
弥富通店 (名古屋市瑞穂区)	販売設備	124,490	1,700	自己資金	2025年8月	2026年2月	542.2
多摩境店 (東京都町田市)	販売設備	130,765	—	自己資金	2025年8月	2026年2月	525.6
都島大東町オフィス (大阪市都島区)	オフィス	545,639	389,145	自己資金	2023年10月	2025年10月	988.3
本社 (大阪市都島区)	情報設備	648,767	51,304	自己資金	2022年11月	未定	—
合計		1,878,645	449,599	—	—	—	4,090.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の金額には、有形固定資産のほか差入保証金、仲介手数料等を含んで記載しております。
3. 当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、セグメントの区分ごとの記載を省略しております。

(2) 重要な改修

重要な改修の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,243,200
計	96,243,200

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年2月20日)	提出日現在発行数(株) (2025年5月19日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,240,800	26,240,800	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数 100株
計	26,240,800	26,240,800	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2009年10月1日 (注)	13,120,400	26,240,800	—	2,061,356	—	2,165,171

(注) 2009年8月17日開催の取締役会決議により、2009年10月1日付をもって1株を2株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年2月20日現在

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	11	20	81	119	30	13,720	13,981	—
所有株式数 （単元）	—	51,203	1,347	17,863	44,106	56	147,637	262,212	19,600
所有株式数 の割合（％）	—	19.53	0.51	6.81	16.82	0.02	56.30	100.00	—

(注) 1. 自己株式511株は、「個人その他」に5単元、「単元未満株式の状況」に11株含まれており、「金融機関」には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75691口)が所有する当社株式2,001単元が含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の失念株式14単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
下田 佳史	大阪府吹田市	3,264,241	12.44
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	2,511,700	9.57
下田 英樹	大阪市都島区	2,068,216	7.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,946,900	7.42
下田 美智子	大阪府吹田市	1,626,898	6.20
株式会社シー・ビー・エイ	大阪府吹田市青山台三丁目19番8号	1,322,100	5.04
下田 富昭	大阪市東淀川区	759,592	2.89
下田 忍	大阪市都島区	673,760	2.57
あさひ従業員持株会	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号	663,700	2.53
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	542,020	2.07
計	—	15,379,127	58.61

(注) 1. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 2,511,700株

株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 1,938,400株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,220,700	262,207	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 19,600	—	同上
発行済株式総数	普通株式 26,240,800	—	—
総株主の議決権	—	262,207	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株式が1,400株(議決権の数14個)含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式が200,100株(議決権の数2,001個)含まれております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が11株及び役員報酬BIP信託が所有する当社株式が70株含まれております。

② 【自己株式等】

2025年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社あさひ	大阪市都島区高倉町三丁目11番4号	500	—	500	0.00
計	—	500	—	500	0.00

(注) 上記のほか、役員報酬BIP信託が所有する当社株式200,170株を貸借対照表上、自己株式として処理しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、2014年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。

その後、当社は株式交付規程に従い、取締役に對し各事業年度の業績指標及び役位に応じてポイントを付与し、原則として、取締役退任時に累積ポイントに相当する当社株式を当該信託を通じて無償で交付します。

信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役に對するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2014年6月19日 （2024年4月2日付で信託期間の延長契約を締結）
⑧延長後の信託の期間	2024年7月1日～2029年6月末日
⑨制度開始日	2014年6月19日、翌年2月20日からポイント付与を開始
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の上限額	150,000千円（信託報酬・信託費用含む。） ※2024年4月2日付で信託期間の延長契約に伴い113,000千円を追加株式取得資金として拠出
⑬取得株式の株数	78,300株
⑬株式の取得時期	今回延長時 ：2024年4月5日～2024年5月10日
⑭株式の取得方法	取引所市場より取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

2. 取締役に取得させる予定の株式の総数

5年間で上限115,000株

3. 当該業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役のうち受益者要件を充足する者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	125	186
当期間における取得自己株式	—	—

- (注) 1. 当期間における取得自己株式数には、2025年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。
2. 「取得自己株式数」には、役員報酬BIP信託が取得した株式数を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	511	—	511	—

- (注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2025年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。
2. 「処理自己株式数」及び「保有自己株式数」には、役員報酬BIP信託が所有する株式数を含めておりません。

3 【配当政策】

①利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けており、一層の経営基盤強化と中長期的な成長投資のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への公平な利益還元の在り方という観点から、配当性向35%を目安に継続的な配当を行なっていくことを基本方針としております。

なお、当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として中間配当を実施できる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

②当期（2025年2月期）の剰余金の配当

経営基盤強化の進捗状況や当期の業績も総合的に勘案し、当期の期末配当は、1株当たり25円とし、中間配当1株当たり25円と合わせて、年間配当1株当たり50円といたしました。この結果、当事業年度の配当性向につきましては、36.6%となりました。

③次期（2026年2月期）の剰余金の配当

次期の配当につきましては、年間配当1株当たり50円（中間配当25円、期末配当25円）、配当性向35.7%を予想しております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年9月24日 取締役会	656,007	25.0
2025年5月16日 定時株主総会	656,007	25.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的に企業価値を向上させ、適正な事業活動を維持・確保するためにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると考えており、ガバナンス体制の評価を定期的実施し、強化、構築に取り組んでいます。

- (a) 将来的に経営の監督と業務執行を分離し、所謂モニタリング型の取締役会を志向し、経営の監督を強化してまいります。
- (b) 重要な業務執行の決定の一部を取締役に委ね、事業展開、業務運営の迅速化を図ってまいります。
- (c) 監査体制を充実し、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門が緊密に連携し、経営の透明性、公正性を高めてまいります。
- (d) 各ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、健全な経営に対する社会からの信頼を得るため、経営情報の適時適切な開示を行ない、積極的に説明責任を果たしてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、企業統治の体制として以下の機関を設置しております。

イ. 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計7名で構成されており、経営の基本事項を中心とした業務執行に関する会社の意思決定をするとともに取締役の職務執行を監督する機関として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しています。

ロ. 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で組織されており、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行なう機関として、月1回以上開催しているほか、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見表明及び情報の交換を行なっています。

ハ. 経営会議

経営会議は、常勤取締役、執行役員及び部門長で構成されており、経営に関する重要な事項について審議し、各部門の業務執行状況の報告を行なっています。

ニ. 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選任された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、取締役候補者の指名や取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、取締役会からの諮問に応じて審議し、その結果を取締役会へ答申しております。

ホ. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、業務執行取締役、執行役員及び部門長で構成されており、サステナビリティに関する全社的取組みの審議等を行なうとともに、当該審議内容について、取締役会へ報告をしています。

ヘ. リスクマネジメント委員会

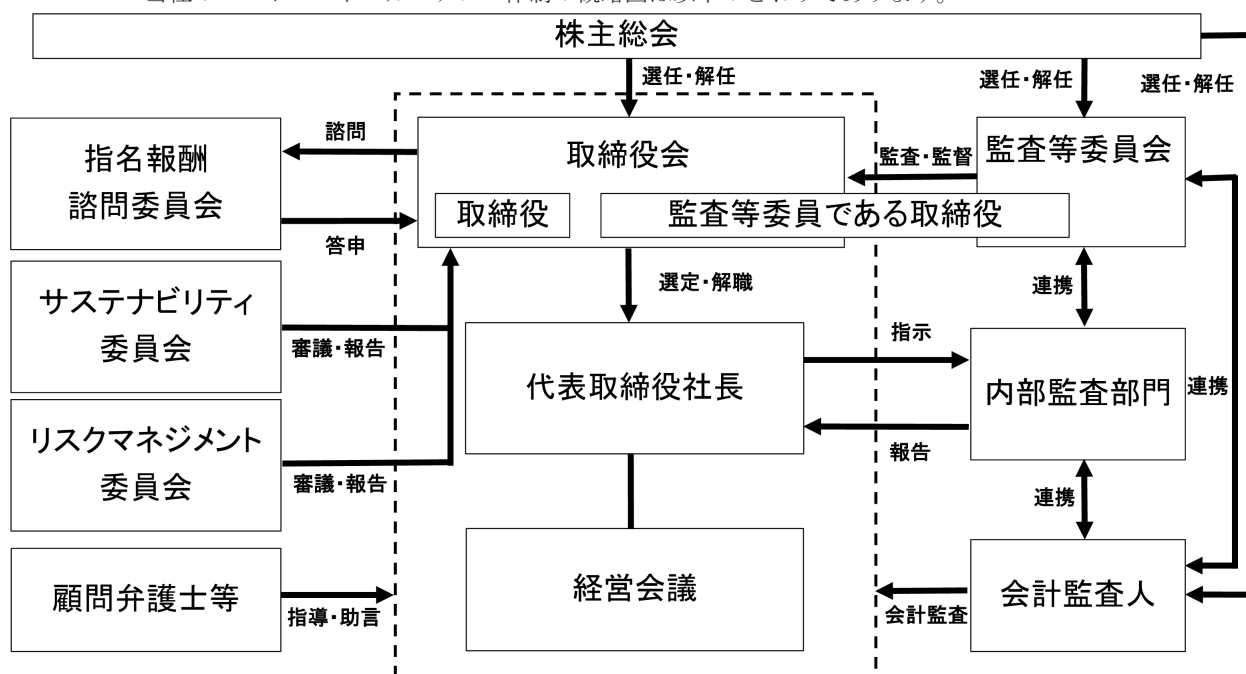
リスクマネジメント委員会は、常勤取締役、執行役員及び部門長で構成されており、当社のリスクを網羅的に把握、評価するとともに、その対策について審議し、当該審議内容を取締役会へ報告しています。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。（◎は議長・委員長、○は構成員を示しております。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名報酬 諮問委員会	サステナビリティ 委員会	リスクマネジメント 委員会
代表取締役社長	下田 佳史	◎		◎		◎	◎
取締役副社長	望月 基	○		○		○	○
取締役	西岡 志朗	○		○	◎	○	○
取締役	長谷川 宏文	○		○		○	○
社外取締役 （常勤監査等委員）	堀川 真	○	◎	○	○		○
社外取締役 （監査等委員）	鈴木 敦子	○	○				
社外取締役 （監査等委員）	井嶋 倫子	○	○		○		
執行役員	—			○		○	○
部門長	—			（注）1		（注）1	○

（注）1．会議の目的及び議題に応じて適宜出席者を指定し、開催しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略図は以下のとおりであります。



（b）現状の体制を採用している理由

当社は、監査・監督機能の強化、経営の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しています。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営理念、行動指針を日常の事業活動の指針とするとともに、代表取締役がその精神を取締役及び使用人に継続的に伝達し、取締役は、社会規範・法令遵守を率先垂範することにより社会の構成員としての倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを浸透させ徹底を図っております。

取締役会は法令・定款・諸規程に基づいた取締役の業務執行の監督を行ない、取締役は相互の業務執行を監視し、また、監査等委員会は法令に定める権限により、規則・基準に基づき監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報及び文書の取扱いに関して、取締役の業務執行に関わる内容を含め、適切かつ確実な状態で記録し、稟議規程、内部情報管理規程、文書管理規程、個人情報保護管理規程及びマニュアルに基づき、法令・定款に則した期間と内容を設定し、保存・管理を行なっております。

また、これら保存・管理された文書・情報はデータとして検索が可能であり、閲覧の容易性を確保しております。管理の運用・手続き及び体制については、監査等委員会による取締役の業務執行状況の監査、及び内部監査部門による内部監査の実施により必要に応じて改善措置を行なっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、環境・気象条件、災害、品質・生産管理、情報管理、及び為替・輸入管理などに係る損失の危険については、それぞれの担当部門にて、規程・要領の制定、研修会などの開催又は派遣、マニュアルの作成・配布と周知徹底により損失危険の軽減と事態発生予防安全対策を行っており、各部門を横断する損失の危険につながる事案については総務部門が担当、監視しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

将来の事業展開構想と経営目標に基づき、経営方針を定め、中期経営計画を策定し、予算委員会が同計画の下、毎期当初に部門ごとの業績目標と予算を立案し、取締役会において承認・実施しております。

部門担当取締役は、目標達成・重点事項推進のため実施すべき内容を具体的・効率的な施策として計画・実施し、月次業績データを取締役会に報告しております。

取締役会は、予算差異について要因分析と必要な対策を求め、継続的な改善がより合理的・効率的な業務遂行体制の維持と目標達成につながるよう図っております。

また、当社の経営理念・計画につき、投資家を始め多くの利害関係者の理解を得ることが事業の推進・運営にとってより効率的に作用すると考えているため、代表取締役社長が情報開示を統括し、適時・適切な情報開示を実施するとともに、自ら説明会等における発表に務めております。

取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任したときは、当該取締役は、当該委任された事項について、経営会議で審議のうえ、決定することができるものとしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、行動指針の一つに「法規の遵守」を掲げており、定期的実施している研修等により、従業員のコンプライアンス意識の向上を図っているほか、内部通報制度を整備し、法令違反、不正行為等の早期発見、是正に努めております。

また、内部監査業務を行なう社長直轄の内部監査部門を設置し、全部署を対象として計画的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行なわれているか、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正・不偏に調査・検討しております。

監査過程において発見された事項をまとめ監査報告書及び改善指示書として監査結果を社長に報告し、対象部門に改善指示を通知、後日確認監査を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、業務を行なっております。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、担当取締役から定期的な財務報告を受け、業務の適正を確保する体制としております。

また、各部門の業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、効率運営体制、損失又は危機管理体制を構築する責任と権限を与えております。なお、各部門は業務分掌規程、職務権限規程を始め社内規程により運営されており、担当取締役は取締役会においてこれら業務の執行状況について報告する義務を負っております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、内部監査部門に所属する使用人とし、監査等委員会は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査部門の使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、人事異動等の人事権に関しても、監査等委員会の同意を得た上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けない形で独立性を確保しております。また、「監査等委員会監査等基準」により、その使用人に対する指示の実効性を確保しております。

9. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務又は業績の重要な事項について監査等委員会に報告を行っております。また、業務の執行に関する法令違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとしており、監査等委員会に報告を行なったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護しております。なお、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとります。

監査等委員は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告と説明を受けており、重要な議事録、稟議書の回付、さらに必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。

また、取締役は、財務報告の適正性及び定款・法令遵守状況等について、職務執行を誓約し、業務執行確認書を監査等委員会に提出いたします。

10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、監査費用の支出にあたっては「監査等委員会監査等基準」により、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について予算を提出しております。また、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとなっております。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行なう機関として、月1回以上開催しているほか、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見表明及び情報の交換を行っております。

監査等委員である取締役は、合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門と意見交換を行なうなど緊密な連携を図っており、会計監査人とも連携を保つことにより監査及び監督の実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っています。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築、運用、評価及び改善を行ないます。内部監査部門は各事業年度において財務報告に係る内部統制システムを評価し、その結果を社長及び取締役会に報告します。

取締役会は財務報告とその内部統制を監視し、代表取締役社長は、法令に基づき、財務報告とその内部体制の整備運用状況及び統制システムが適正に機能することを継続的に評価するとともに、必要な改善により適合性を確保します。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

当社は、すべての役員及び使用人が社会秩序及び社会と個人の安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たないことを掲げ、組織的対応により毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

整備活動

イ．上記方針に基づき反社会的勢力の関与活動を拒絶するため、同勢力への対応要領を整備し、内部統制システムに組み込んでおります。

ロ．不当な要求・圧力や脅迫等があった場合の社内経路と役割分担を定め、情報の共有を図り組織的に対応することとしております。

ハ．反社会的勢力の排除とともに、当社役員及び使用人の違法行為、反社会的行為にも厳正な姿勢と対応で臨んでおります。

ニ．外部専門機関との連携体制の構築を図っております。

(b) リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門でリスク管理を行なうとともに、取締役、執行役員及び部門長が経営上重要な事項（品質・知的財産・外国為替取引・契約等）に関して横断的に状況を把握し、必要に応じ常勤取締役、執行役員及び部門長で構成されるリスクマネジメント委員会において報告検討しています。リスクマネジメント委員会は原則四半期に1回開催され、リスクを網羅的に把握、評価し、その対策について審議のうえ、取締役会へ報告しています。

また、法律上の判断を必要とする案件に対応するため弁護士事務所と顧問契約を結び、適宜アドバイスを受けております。

(c) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(d) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び子会社の取締役の全員、管理監督の立場にある従業員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求等を提起された場合における損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行なった被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険の保険料は全額を当社が負担しております。

(e) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数を10名以内、監査等委員である取締役の定数を5名以内とする旨を定款に定めております。

(f) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう旨、また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(g) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

1. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

2. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

(h) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しております。取締役会における具体的な検討内容として、法定の審議事項のみならず、中期経営計画の進捗状況や各委員会より定期的な報告事項等について、活発な議論を行ないました。

なお、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長（議長）	下田 佳史	17回	17回
取締役副社長	望月 基	17回	17回
取締役	西岡 志朗	17回	17回
取締役	森 茂	3回	3回
取締役	金子 潤	14回	11回
社外取締役（常勤監査等委員）	堀川 真	17回	17回
社外取締役（監査等委員）	神田 孝	17回	16回
社外取締役（監査等委員）	鈴木 敦子	17回	16回

（注）取締役森茂氏は、2024年5月11日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任し、取締役金子潤氏が同日取締役に就任しております。

⑤ 指名報酬諮問委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名報酬諮問委員会を3回開催しております。指名報酬諮問委員会における具体的な検討内容として取締役の選解任、役員報酬制度等について審議いたしました。

なお、個々の指名報酬諮問委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（委員長）	西岡 志朗	3回	3回
社外取締役（常勤監査等委員）	堀川 真	3回	3回
社外取締役（監査等委員）	神田 孝	3回	3回

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	下田 佳史	1971年3月2日生	1994年4月 1999年1月 2006年5月 2008年2月 2008年5月 2010年3月 2012年5月 2023年8月	当社入社 商品部長 取締役商品部長 取締役商品本部長兼商品部長 専務取締役商品本部長 愛三希（北京）自転車商貿有限公司 執行董事兼総経理 当社代表取締役社長（現任） 愛三希（北京）自転車商貿有限公司 執行董事兼総経理（退任）	1年 (注3)	3,264,241
取締役 副社長	望月 基	1960年1月8日生	1982年4月 2012年9月 2014年9月 2018年7月 2018年10月 2019年1月 2019年9月 2020年6月 2020年7月 2021年4月 2021年5月	株式会社ブリヂストン入社 同社執行役員化工品販売担当兼フィ ルム・電材事業本部長 同社常務執行役員化工品事業管掌兼 加工品販売担当 ブリヂストンサイクル株式会社代表 取締役副社長（転籍） 同社代表取締役社長 ブリヂストンスポーツ株式会社代表 取締役社長（兼務） ブリヂストンサイクル株式会社代表 取締役会長 同社代表取締役会長（退任） ブリヂストンスポーツ株式会社非常 勤相談役 同社非常勤相談役（退任） 当社取締役副社長（現任）	1年 (注3)	—
取締役	西岡 志朗	1962年2月7日生	1989年11月 1995年9月 1995年10月 2004年4月 2004年5月 2008年12月 2009年1月 2010年5月 2020年5月	株式会社東京リーガルマインド入社 同社退社 株式会社大阪シティドーム入社 同社退社 ファーストサーバ株式会社（現株式 会社IDCフロンティア）入社 同社退社 当社入社総務部長 取締役総務部長 取締役（現任）	1年 (注3)	2,200
取締役	長谷川 宏文	1969年10月24日生	1993年4月 2000年4月 2003年4月 2013年10月 2015年1月 2018年8月 2020年4月 2021年4月 2024年4月 2025年5月	三菱電機株式会社入社 Mitsubishi Stone Semiconductor (Beijing) Co., Ltd. (現 Renesas Semiconductor (Beijing) Co., Ltd. (中国) 出向 株式会社ルネサステクノロジ (現ルネサスエレクトロニクス株 式会社) 承継転籍 Renesas Semiconductor(Beijing) Co., Ltd. (中国) 出向 Renesas Electronics (China) Co., Ltd. (中国) 出向 武田薬品工業株式会社入社 ホシザキ株式会社入社 大阪市高速電気軌道株式会社入社 経理部長 同社事業経理部長 同社グループ監査部長 当社取締役（現任）	1年 (注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	堀川 真	1958年8月8日生	1983年4月 2002年5月 2008年2月 2009年3月 2009年6月 2014年7月 2014年8月 2015年1月 2019年10月 2019年10月 2020年6月 2022年3月 2022年4月 2022年9月 2023年5月	エヌテーエヌ東洋ベアリング株式会社（現NTN株式会社）入社 NTN TRANSMISSIONS EUROPE（フランス）財務管理部長（出向） SNR ROULEMENTS（現NTN Europe S.A.）（フランス）財務管理部長（出向） NTN株式会社退社 株式会社森精機製作所（現DMG森精機株式会社）入社 Mori Seiki International SA（スイス）財務管理部長（CFO）（出向） DMG森精機株式会社退社 日本電産株式会社（現ニデック株式会社）入社 Nidec Motors & Actuators（Germany）GmbH（ドイツ）事業企画部長（出向） 日本電産株式会社退社 大幸薬品株式会社入社 社長付事業企画担当部長 同社取締役（常勤監査等委員） 同社取締役（退任） 同社アドバイザー 同社アドバイザー（退任） 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	2年 (注4)	—
取締役 (監査等委員)	鈴木 敦子	1962年9月9日生	1986年4月 2008年4月 2010年4月 2015年1月 2015年4月 2015年10月 2017年4月 2019年5月 2020年5月 2020年6月 2021年3月 2021年5月	松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社 同社理事CSR担当室長（2014年12月退社） 国立大学法人奈良女子大学（現国立大学法人奈良国立大学機構）社外役員・監事（2012年12月退任） アサヒビール株式会社入社 同社社会環境部長 同社オリンピック・パラリンピック推進本部サステナビリティ推進局長（兼務） アサヒグループホールディングス株式会社理事CSR部門ゼネラルマネジャー アサヒビール株式会社退社 当社取締役 株式会社山善社外取締役（2024年6月退任） ライオン株式会社社外監査役（2025年3月退任） 当社取締役（監査等委員）（現任）	2年 (注4)	1,800

取締役 (監査等委員)	井嶋 倫子	1971年 8 月30日生	2001年10月	司法試験合格	2 年 (注 4)	—
			2002年 4 月	最高裁判所司法研修所入所		
			2003年 9 月	司法修習課程修了（第56期）		
			2003年10月	大阪弁護士会登録 弁護士法人英知法律事務所入所		
			2005年12月	東京弁護士会登録		
			2006年 3 月	弁護士法人心斎橋パートナーズ設立社員弁護士（現任）		
			2011年 7 月	大阪弁護士会登録		
			2018年 5 月	株式会社プラス社外取締役（監査等委員）就任（2019年 1 月退任）		
			2025年 5 月	当社取締役（監査等委員）（現任）		
計						3, 268, 241

(注) 1. 取締役 堀川真、鈴木敦子、井嶋倫子の3名は、社外取締役にあります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 堀川真、委員 鈴木敦子、委員 井嶋倫子

3. 2025年5月16日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

4. 2025年5月16日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名であります。当社と社外取締役の間には、一部当社株式の所有((2)「役員の状況」

①役員一覧に記載)を除き、人的関係、資金的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

社外取締役堀川真氏は、国内外の事業会社における会社経営に携わった経験や、経理・財務分野における識見に基づき、適切に監査業務を遂行いただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

社外取締役鈴木敦子氏は、長年の事業会社におけるCSR部門での豊富な経験に加え、サステナビリティ、ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション等に関する高い見識に基づき、当社の経営全般に関し、有用な助言及び提言をいただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

社外取締役井嶋倫子氏は、弁護士としての法律関係の豊富な経験と卓越した見識に基づき、適切に監査業務を遂行いただけるものと判断し社外取締役に就任いただいております。また、独立役員の要件を満たしており、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

③ 社外取締役又は取締役(監査等委員)による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、取締役会において経営の意思決定並びに取締役の職務執行の監督及び管理、経営の基本方針及び経営に関する重要な事項についての審議及び報告を行っております。

社外取締役(監査等委員)は、毎月の取締役会並びにその他重要な会議に出席しており、取締役の職務執行を監視できる体制を心がけるとともに、内部監査部門及び会計監査人と密接な連携を保ち監査効果の向上に努めております。

また、取締役会において内部統制の構築及び運用の状況について報告を受けるとともに、監査等委員会において内部監査部門から監査結果の報告を受けております。さらに、会計監査人による会計監査の結果報告及び財務報告に係る内部統制評価の結果報告を内部監査部門とともに受け、取締役の職務執行を監査しております。

その他、業務執行監査のほか、内部監査部門による内部統制監査を実施しているため、経営監視機能は十分に図られていると考えられており、現在のガバナンス体制を採用しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員会は、取締役会及び経営会議等重要会議に監査等委員を必要に応じて出席させるほか、監査等委員会を定期的に開催して情報を共有するなど、取締役の職務執行を監視できる体制を心がけるとともに、内部監査部門及び会計監査人と密接な連携を保ち監査効果の向上に努めております。

監査等委員会における具体的な検討内容としては、監査方針や監査計画の策定、会計監査人の評価及び再任の適否や報酬、事業報告・計算書類の監査、監査報告書の作成、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案への意見表明、監査等委員である取締役の選任議案等を審議いたしました。

当事業年度において、監査等委員会を15回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は、以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役（常勤監査等委員）	堀川 真	15回	15回
社外取締役（監査等委員）	神田 孝	15回	14回
社外取締役（監査等委員）	鈴木 敦子	15回	14回

監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行なう機関として、月1回以上開催しているほか、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見表明及び情報の交換を行なっております。

監査等委員である取締役は、合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門と意見交換を行なうなど緊密な連携を図っており、会計監査人とも連携を保つことにより監査及び監督の実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っています。

② 内部監査の状況

当社の内部監査については、代表取締役社長直属部署の「内部監査部」（5名）を設置し、「内部監査規程」に基づき、法令遵守、業務の適正性、財務内容の適正開示、リスクマネジメント等の観点から、定期的に監査を実施しております。

当事業年度におきましては、期初に策定した監査計画に従い、店舗や倉庫を含む各部門を対象とした監査を実施いたしました。これら内部監査の結果については、問題点の把握に基づいて被監査部門に対して指摘、改善勧告を行なうとともに、代表取締役社長に報告、提言を行なっております。また、定期的に取締役会並びに監査等委員会へ報告しております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、当社における財務報告に掛かる内部統制の整備・運用状況の有効性を各部門と協議し、会計監査人とも範囲を検討した上で対象を決定して、評価を実施しております。

内部監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携については、定期会議の他、必要に応じて情報交換・意見交換を行ない、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

③ 会計監査の状況

会計監査については、会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、期中を通じて随時監査が実施されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、同監査法人は、業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

なお、当事業年度における監査の体制は、以下のとおりであります。

- a. 監査法人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- b. 継続監査期間 23年間
- c. 業務を執行した公認会計士 花谷 徳雄
中村 美樹
- d. 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士 9名
その他 14名
- e. 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たり、以下を考慮しております。

- ・会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ・会計監査人の独立性、職務執行状況を総合的に勘案し、問題がないこと。

- f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っております。

なお、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人については、独立性・専門性ともに問題ないと認識しております。

④ 監査報酬の内容等

- a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
34,000	7,280	36,150	—

前事業年度の当社における非監査業務の内容は、基幹システム構築時の内部統制に関する助言・指導業務であります。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針

当社の規模や監査日数等を勘案し監査法人と協議を行ない、かつ、その報酬等については当社の監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

- e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内で決定しております。

(a) 取締役の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別報酬配分については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、役位、職責、業績貢献度、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して、指名報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会において決定しております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬等としての中長期インセンティブ報酬（株式報酬）により構成しております。

なお、社外取締役は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、金銭報酬のみの構成としております。

監査等委員である取締役の固定報酬配分については、株主総会で承認された監査等委員である取締役の報酬等の限度額内で算定しており、監査等委員である取締役が協議のうえ決定しております。

(b) 業績連動型株式報酬

当社は、2014年5月17日開催の第39回定時株主総会における決議に基づき、2014年6月19日より業績連動報酬「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という。）を導入しておりますが、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会における監査等委員会設置会社への移行に伴い、当該定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とした本制度にかかる報酬枠（2014年5月17日開催の第39回定時株主総会で決議した内容と実質的に同一）を改めて決議しております。

「役員報酬BIP信託」とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、下記に定めるポイントに応じた数の当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。

業績連動報酬は、株主との価値共有の観点から、業績指標を反映した株式報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い及び役位に応じて算出された数の株式を、退任時に交付しております。

詳細は、「1. 株式等の状況(8)役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりです。

（ポイントの付与）

本信託の信託期間中、毎年2月20日時点で制度対象者として在任する者について、当該年の5月末日に本制度による同日で終了した事業年度（以下、「評価対象事業年度」という。）におけるポイント計算を行なうものとします。

ポイントの計算は、下記a.により決定される基準ポイント数×下記b.に定める業績連動係数によるものとします。

a. 各取締役の基準ポイント数

役位	ポイント数
取締役社長	6,200
取締役副社長	3,000
その他取締役	1,800

（注）各役位の名称の変更等があった場合には、同等の役位に応じたポイント数を適用します。

b. 業績連動係数

営業利益の目標値の達成率	業績連動係数
110%以上	130%
105%以上110%未満	120%
100%以上105%未満	110%
95%以上100%未満	100%
90%以上95%未満	90%
90%未満	80%

- (注) 1. 各評価対象事業年度の営業利益の目標値は、当該評価対象事業年度の期初の決算短信において開示しているものを適用します。
2. 業績連動ポイント算定における指標として、営業利益を選択したのは、当社の業績の向上及び営業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。なお、当事業年度における当該業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、営業利益5,500,000千円であり、実績は5,485,972千円であります。

(c) 報酬の決定方針を決定する機関と手順

役員報酬については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額40,000千円以内）、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内として、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において決議されております。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬の限度額を5年ごとに150,000千円、限度株数を5年毎に115,000株としております。

役員報酬にかかる決定機関及び手続は、「役員報酬規程」にて次のとおり定めております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社と同程度の時価総額を保有する企業をベンチマークとした報酬水準としつつ、企業価値の向上や優秀な人材の確保等の観点から適切な報酬となるよう考慮し、指名報酬諮問委員会にて審議のうえ取締役会にて決定
- ・監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議にて決定

<指名報酬諮問委員会の役割・活動内容>

指名報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、役員報酬制度、評価制度の構築・改定にかかる審議や、評価結果、固定報酬、業績連動報酬の妥当性に関する審議を実施しています。

当事業年度において当社は指名報酬諮問委員会を3回開催しております。指名報酬諮問委員会における具体的な検討内容として役員報酬制度、業績連動報酬等について審議いたしました。

なお、個々の指名報酬諮問委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（委員長）	西岡 志朗	3回	3回
社外取締役（常勤監査等委員）	堀川 真	3回	3回
社外取締役（監査等委員）	神田 孝	3回	3回

<指名報酬諮問委員会の構成員>

当事業年度末日現在、委員長及び委員は次のとおりであります。

- ・委員長
取締役（企業統治、法務及び人事担当） 西岡 志朗
- ・委員
社外取締役（常勤監査等委員） 堀川 真
社外取締役（監査等委員） 神田 孝

<取締役会の役割・活動内容>

取締役会は、独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行なう機関として、指名報酬諮問委員会の答申をもとに役員報酬内容や制度構築・改定にかかる審議・決定しております。

- ・2025年5月16日：2025年度に係る業績目標及び評価テーブルの決定

(d) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	130,993 (-)	109,979 (-)	21,014 (-)	21,014 (-)	5 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	27,000 (27,000)	27,000 (27,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	157,993 (27,000)	136,979 (27,000)	21,014 (-)	21,014 (-)	8 (3)

(注) 1. 業績連動報酬に記載の金額は、株式報酬引当金の繰入額であります。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬限度額は、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において、年額240,000千円以内(うち社外取締役年額40,000千円以内)と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、取締役の報酬限度額とは別枠で、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とする株式報酬制度として、同制度に基づき設立された信託に対し当社が拠出する金員の上限を連続する5事業年度を対象として150,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年5月15日開催の第46回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年2月21日から2025年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	△0.2%
利益剰余金基準	△0.5%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月20日)	当事業年度 (2025年 2 月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 9,521,898	※1 9,463,652
売掛金	3,781,034	4,000,917
商品	13,937,103	14,785,310
未着商品	1,091,526	1,443,089
貯蔵品	175,852	193,385
未収入金	207,484	210,429
前払費用	463,865	413,622
為替予約	53,349	—
その他	7,782	51,894
貸倒引当金	△960	△960
流動資産合計	29,238,936	30,561,340
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,309,351	23,479,850
減価償却累計額	※2 △13,049,023	※2 △14,001,541
建物（純額）	9,260,328	9,478,308
構築物	1,484,920	1,658,531
減価償却累計額	※2 △812,546	※2 △928,918
構築物（純額）	672,373	729,613
機械及び装置	148,618	157,404
減価償却累計額	△126,977	△132,436
機械及び装置（純額）	21,640	24,967
車両運搬具	31,476	31,476
減価償却累計額	△31,183	△31,476
車両運搬具（純額）	292	0
工具、器具及び備品	2,662,903	3,046,302
減価償却累計額	※2 △1,746,318	※2 △2,054,329
工具、器具及び備品（純額）	916,584	991,973
土地	3,163,012	3,163,012
建設仮勘定	187,762	456,277
有形固定資産合計	14,221,995	14,844,152
無形固定資産		
ソフトウェア	363,694	1,000,491
その他	740,403	57,720
無形固定資産合計	1,104,097	1,058,211

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月 20 日)	当事業年度 (2025年 2 月 20 日)
投資その他の資産		
出資金	10	10
関係会社出資金	91,083	91,083
従業員に対する長期貸付金	280	1,025
長期未収入金	3,577	2,377
破産更生債権等	—	3,000
長期前払費用	434,911	433,126
差入保証金	5,166,919	5,252,535
建設協力金	751,093	654,859
繰延税金資産	1,366,606	1,390,390
投資不動産	245,414	245,414
減価償却累計額	△154,517	△162,590
投資不動産（純額）	90,896	82,823
その他	86,310	83,327
貸倒引当金	△2,845	△5,930
投資その他の資産合計	7,988,843	7,988,628
固定資産合計	23,314,937	23,890,991
資産合計	52,553,873	54,452,332
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,271,138	4,753,334
未払金	1,270,119	957,552
未払費用	1,721,530	1,780,210
未払法人税等	910,169	1,328,005
未払消費税等	926,439	—
契約負債	4,137,357	4,131,311
預り金	122,786	122,722
前受収益	3,666	3,656
賞与引当金	1,008,165	1,034,927
株主優待引当金	60,765	—
資産除去債務	1,650	2,300
為替予約	—	21,823
その他	4,290	5,556
流動負債合計	14,438,078	14,141,400
固定負債		
株式報酬引当金	149,300	164,300
資産除去債務	765,148	793,292
その他	237,316	237,028
固定負債合計	1,151,765	1,194,621
負債合計	15,589,844	15,336,021

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月 20 日)	当事業年度 (2025年 2 月 20 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,061,356	2,061,356
資本剰余金		
資本準備金	2,165,171	2,165,171
資本剰余金合計	2,165,171	2,165,171
利益剰余金		
利益準備金	18,688	18,688
その他利益剰余金		
別途積立金	28,090,000	30,090,000
繰越利益剰余金	4,779,991	5,089,505
利益剰余金合計	32,888,679	35,198,193
自己株式	△180,112	△287,144
株主資本合計	36,935,093	39,137,576
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	28,936	△21,265
評価・換算差額等合計	28,936	△21,265
純資産合計	36,964,029	39,116,311
負債純資産合計	52,553,873	54,452,332

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 2 月21日 至 2024年 2 月20日)	当事業年度 (自 2024年 2 月21日 至 2025年 2 月20日)
売上高	※1 78,076,416	※1 81,593,454
売上原価		
商品期首棚卸高	16,483,389	13,937,103
当期商品仕入高	38,374,352	43,855,378
合計	54,857,741	57,792,481
他勘定振替高	※2 149,486	※2 153,283
商品期末棚卸高	※3 13,937,103	※3 14,785,310
売上原価合計	40,771,152	42,853,886
売上総利益	37,305,264	38,739,567
販売費及び一般管理費	※4 32,393,186	※4 33,253,594
営業利益	4,912,078	5,485,972
営業外収益		
受取利息	39,610	37,958
為替差益	8,270	—
受取家賃	108,983	107,548
受取手数料	75,259	72,760
受取補償金	90,177	65,937
その他	59,283	43,894
営業外収益合計	381,584	328,099
営業外費用		
為替差損	—	87,341
不動産賃貸原価	82,424	82,144
その他	19,028	18,509
営業外費用合計	101,453	187,995
経常利益	5,192,209	5,626,076
特別損失		
固定資産除売却損	55,967	13,757
減損損失	※5 359,756	※5 239,107
特別損失合計	415,724	252,864
税引前当期純利益	4,776,485	5,373,211
法人税、住民税及び事業税	1,336,000	1,819,034
法人税等調整額	327,354	△1,753
法人税等合計	1,663,354	1,817,280
当期純利益	3,113,130	3,555,930

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 2 月 21 日 至 2024年 2 月 20 日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	4,889	26,090,000	4,987,111	31,100,689
当期変動額								
剰余金の配当							△1,325,140	△1,325,140
特別償却準備金の取崩					△4,889		4,889	—
当期純利益							3,113,130	3,113,130
別途積立金の積立						2,000,000	△2,000,000	—
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△4,889	2,000,000	△207,120	1,787,989
当期末残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	—	28,090,000	4,779,991	32,888,679

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△180,112	35,147,103	△159,218	△159,218	34,987,884
当期変動額					
剰余金の配当		△1,325,140			△1,325,140
特別償却準備金の取崩		—			—
当期純利益		3,113,130			3,113,130
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得		—			—
自己株式の処分		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			188,154	188,154	188,154
当期変動額合計	—	1,787,989	188,154	188,154	1,976,144
当期末残高	△180,112	36,935,093	28,936	28,936	36,964,029

当事業年度(自 2024年 2 月21日 至 2025年 2 月20日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
					別途積立金		
当期首残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	28,090,000	4,779,991	32,888,679
当期変動額							
剰余金の配当						△1,246,416	△1,246,416
当期純利益						3,555,930	3,555,930
別途積立金の積立					2,000,000	△2,000,000	—
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	2,000,000	309,514	2,309,514
当期末残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	30,090,000	5,089,505	35,198,193

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△180,112	36,935,093	28,936	28,936	36,964,029
当期変動額					
剰余金の配当		△1,246,416			△1,246,416
当期純利益		3,555,930			3,555,930
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△113,045	△113,045			△113,045
自己株式の処分	6,014	6,014			6,014
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△50,201	△50,201	△50,201
当期変動額合計	△107,031	2,202,482	△50,201	△50,201	2,152,281
当期末残高	△287,144	39,137,576	△21,265	△21,265	39,116,311

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 2 月21日 至 2024年 2 月20日)	当事業年度 (自 2024年 2 月21日 至 2025年 2 月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,776,485	5,373,211
減価償却費	1,592,560	1,696,755
減損損失	359,756	239,107
長期前払費用償却額	22,310	23,601
建設協力金の家賃相殺額	308,633	304,781
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△960	3,085
賞与引当金の増減額 (△は減少)	53,943	26,761
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	△153,311	△60,765
株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	14,550	15,000
受取利息及び受取配当金	△39,610	△37,958
受取補償金	△90,177	△65,937
固定資産除売却損益 (△は益)	55,967	13,757
売上債権の増減額 (△は増加)	△253,304	△219,882
棚卸資産の増減額 (△は増加)	2,986,825	△1,217,303
未収入金の増減額 (△は増加)	△12,559	△7,774
仕入債務の増減額 (△は減少)	△905,349	482,195
契約負債の増減額 (△は減少)	△158,659	△6,046
未払消費税等の増減額 (△は減少)	622,257	△926,439
未払金の増減額 (△は減少)	243,046	△103,614
未払費用の増減額 (△は減少)	△43,074	58,680
その他	△87,046	49,085
小計	9,292,283	5,640,300
利息及び配当金の受取額	55	1,593
補償金の受取額	89,538	70,767
法人税等の支払額	△800,263	△1,419,388
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,581,614	4,293,272
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,367,110	△2,511,544
無形固定資産の取得による支出	△487,110	△190,981
有形固定資産の除却による支出	△34,100	—
貸付けによる支出	△2,750	△3,200
貸付金の回収による収入	2,633	2,777
長期前払費用の取得による支出	△15,517	△54,656
資産除去債務の履行による支出	△590	△8,280
差入保証金の差入による支出	△212,350	△280,616
差入保証金の回収による収入	63,540	48,436
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,053,355	△2,998,066
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	—	△113,045
配当金の支払額	△1,323,039	△1,245,149
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,323,039	△1,358,195
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	4,205,219	△62,989
現金及び現金同等物の期首残高	5,295,845	9,501,065
現金及び現金同等物の期末残高	※ 9,501,065	※ 9,438,076

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 未着商品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）

a) 1998年3月31日以前に取得したもの

定率法によっております。

b) 1998年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

c) 事業用定期借地権が設定されている借地上の建物

借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、1998年3月31日以前に取得したものはありません。

建物以外

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～50年
----	-------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資不動産

建物（建物附属設備は除く）

定額法によっております。

建物以外

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～24年
----	--------

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

取締役に対する株式報酬に充てるため、当事業年度における業績指標及び役位に応じて付与されたポイント数に基づき将来支給する役員報酬見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 店舗販売及びインターネット通信販売（店舗受取）

店舗販売及びインターネット通信販売（店舗受取）は顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(2) 卸売販売及びインターネット通信販売（自宅配送）

卸売販売及びインターネット通信販売（自宅配送）については代替的な取扱いを適用し、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(3) 長期保証サービス

長期保証サービスは顧客への保証サービスの提供により履行義務が充足されると判断し、保証期間を通じて一定期間にわたり収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建金銭債務及び外貨建予定取引の為替リスクの低減を目的とし当該取引を行なうにあたっては、当社の内部規程である「金融派生商品取引管理規程」に基づいております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨、同一金額であることなどから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

店舗に係る固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
店舗に係る固定資産	10,311,794	10,705,951
店舗に係る減損損失	359,756	239,107

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは店舗別予算を基礎としており、販売施策、コスト削減施策などを織り込んで作成しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の営業実績が予算から乖離した場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託)

当社は、2014年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役が交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から取得します。

その後、当社は、株式交付規程に従い、取締役に對し各事業年度の業績指標及び役位に応じてポイントを付与し、原則として、取締役退任時に累積ポイントに相当する当社株式を当該信託を通じて無償で交付します。

これらに伴う会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）に準じております。

なお、当事業年度末に役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しており、計上額は286,565千円、株式数は200,170株であります。

(貸借対照表関係)

- ※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行4行（前事業年度4行）と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
当座貸越極度額の総額	6,300,000千円	6,300,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	6,300,000千円	6,300,000千円

- ※2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高は、自家消費等に係るものであります。

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は評価益)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
	△47,802千円	16,003千円

※4 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77%、当事業年度76%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度23%、当事業年度24%であります。

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
運送保管料	2,311,955千円	2,234,455千円
広告宣伝費	715,163千円	794,955千円
給料手当	11,214,772千円	11,155,584千円
法定福利費	1,934,264千円	1,948,960千円
賞与引当金繰入額	1,008,165千円	1,034,927千円
福利厚生費	172,493千円	169,199千円
退職給付費用	178,725千円	183,685千円
株式報酬引当金繰入額	14,550千円	21,014千円
減価償却費	1,583,900千円	1,688,681千円
地代家賃	6,001,459千円	6,169,144千円
株主優待引当金繰入額	△3,653千円	6,257千円
計	25,131,797千円	25,406,865千円

※5 減損損失

前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	金額(千円)
営業店舗	大阪府他	建物、構築物、 工具、器具及び備品、 長期前払費用	359,756
合 計			359,756

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグルーピングを行っており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店等の意思決定を行なった店舗並びに賃借不動産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(359,756千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	284,385千円
構築物	37,494千円
工具、器具及び備品	37,057千円
長期前払費用	819千円
減損損失 合計	359,756千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、営業店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させており、将来キャッシュ・フローを6.76%～7.69%で割引いて算定しております。

当事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	金額(千円)
営業店舗	大阪府他	建物、構築物、 工具、器具及び備品、 長期前払費用	239,107
合 計			239,107

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグルーピングを行っており、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店等の意思決定を行なった店舗並びに賃借不動産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(239,107千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	181,958千円
構築物	19,328千円
工具、器具及び備品	35,671千円
長期前払費用	2,149千円
減損損失 合計	239,107千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、営業店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させており、将来キャッシュ・フローを5.14%～5.54%で割引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	26,240,800	—	—	26,240,800
自己株式				
普通株式(株)	126,456	—	—	126,456

(注) 自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式(当事業年度期首126,070株、当事業年度末126,070株)を含めております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月13日 定時株主総会	普通株式	734,731	28.0	2023年2月20日	2023年5月15日
2023年9月25日 取締役会	普通株式	590,409	22.5	2023年8月20日	2023年11月15日

(注) 1. 2023年5月13日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2023年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,070株に対する配当金3,529千円が含まれております。

2. 2023年9月25日取締役会決議による「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2023年8月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,070株に対する配当金2,836千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月11日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	590,409	22.5	2024年2月20日	2024年5月13日

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2024年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,070株に対する配当金2,836千円が含まれております。

当事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株)	26,240,800	—	—	26,240,800
自己株式				
普通株式(株)	126,456	78,425	4,200	200,681

(注) 1. 自己株式の増加78,425株は、役員報酬BIP信託による当社株式の取得78,300株及び単元未満株式の買取125株によるものであります。

2. 自己株式の減少4,200株は、役員報酬BIP信託から対象者への株式給付による減少であります。

3. 自己株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式(当事業年度期首126,070株、当事業年度末200,170株)を含めております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月11日 定時株主総会	普通株式	590,409	22.5	2024年2月20日	2024年5月13日
2024年9月24日 取締役会	普通株式	656,007	25.0	2024年8月20日	2024年11月13日

(注) 1. 2024年5月11日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2024年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,070株に対する配当金2,836千円が含まれております。

2. 2024年9月24日取締役会決議による「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2024年8月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式200,170株に対する配当金5,004千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	656,007	25.0	2025年2月20日	2025年5月19日

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2025年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式200,170株に対する配当金5,004千円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
現金及び預金	9,521,898千円	9,463,652千円
株式報酬信託別段預金	△21,051千円	△26,124千円
その他(預け金)	219千円	549千円
現金及び現金同等物	9,501,065千円	9,438,076千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
1年内	159,179千円	130,614千円
1年超	297,148千円	277,733千円
合計	456,328千円	408,348千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関してクレジットカード会社、商品供給売上に関して取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高の管理を行なうとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延のおそれのあるときは、担当部署が速やかに適切に処理を行なっております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の実行及び管理については、「金融派生商品取引管理規程」に従い、決裁担当者の承認を得て行なっております。

また取締役会に対して、定期的な運用状況の報告がなされております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	5,166,919	4,848,235	△318,684
(2) 建設協力金	751,093	781,595	30,502
資産計	5,918,013	5,629,831	△288,182
デリバティブ取引(※2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	11,714	11,714	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	41,634	41,634	—

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2025年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	5,252,535	4,998,130	△254,405
(2) 建設協力金	654,859	667,999	13,139
資産計	5,907,395	5,666,129	△241,265
デリバティブ取引(※2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	8,774	8,774	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	△30,597	△30,597	—

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,521,898	—	—	—
売掛金	3,781,034	—	—	—
差入保証金(※)	126,410	514,997	548,604	516,648
建設協力金	96,233	378,479	272,537	3,842
合計	13,525,577	893,477	821,141	520,491

※ 差入保証金のうち、3,460,258千円は契約期間の定めがないため、上表には含めておりません。

当事業年度(2025年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	9,463,652	—	—	—
売掛金	4,000,917	—	—	—
差入保証金(※)	133,620	546,251	621,082	427,464
建設協力金	95,579	368,250	190,661	368
合計	13,693,769	914,501	811,743	427,832

※ 差入保証金のうち、3,524,117千円は契約期間の定めがないため、上表には含めておりません。

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年2月20日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	53,349	—	53,349
資産計	—	53,349	—	53,349

当事業年度(2025年2月20日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	21,823	—	21,823
負債計	—	21,823	—	21,823

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年2月20日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,848,235	—	4,848,235
建設協力金	—	781,595	—	781,595
資産計	—	5,629,831	—	5,629,831

当事業年度(2025年2月20日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,998,130	—	4,998,130
建設協力金	—	667,999	—	667,999
資産計	—	5,666,129	—	5,666,129

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金及び建設協力金

契約期間等に基づいて返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関係会社出資金

前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

関係会社出資金(貸借対照表計上額91,083千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

関係会社出資金(貸借対照表計上額91,083千円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2. 減損処理を行なった有価証券

前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2024年2月20日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	デリバティブ 取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 人民元	573,720	—	8,007	8,007
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	101,563	—	3,706	3,706

2. ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 人民元	外貨建予定取引	3,313,339	—	24,487
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	577,450	—	17,146

当事業年度(2025年2月20日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	デリバティブ 取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 人民元	477,268	—	8,493	8,493
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	12,552	—	280	280

2. ヘッジ会計が適用されているもの

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ 取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 人民元	外貨建予定取引	1,894,671	—	△8,699
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	1,443,427	—	△21,897

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、大阪商工会議所の特定退職金共済制度に加入しております。加えて、選択制確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)178,725千円、当事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)183,685千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
繰延税金資産		
賞与引当金	307,490千円	311,382千円
未払事業税	72,206千円	91,900千円
未払社会保険料	87,026千円	127,663千円
減価償却超過額	546,494千円	588,324千円
未払役員退職慰労金	12,628千円	12,628千円
株式報酬引当金	45,521千円	50,095千円
株主優待引当金	18,533千円	—千円
差入保証金	44,154千円	40,831千円
建設協力金	21,161千円	16,559千円
資産除去債務	233,796千円	242,576千円
貸倒引当金	1,160千円	2,100千円
棚卸資産評価減	25,205千円	30,086千円
繰延ヘッジ損益	—千円	9,332千円
契約負債	110,834千円	—千円
その他	65,436千円	64,539千円
繰延税金資産合計	1,591,650千円	1,588,019千円
繰延税金負債		
長期前払費用	112,037千円	103,357千円
資産除去債務に伴う除去費用	100,308千円	94,271千円
繰延ヘッジ損益	12,698千円	—千円
繰延税金負債合計	225,044千円	197,628千円
繰延税金資産純額	1,366,606千円	1,390,390千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
住民税均等割	3.7%	3.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	0.0%
その他	0.1%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.8%	33.8%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年2月21日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については従来の30.5%から31.4%になります。

なお、この税率の変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間と見積り、割引率は契約期間に応じた国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日)	当事業年度 (自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日)
期首残高	716,650千円	766,798千円
不動産賃貸借契約に伴う増加額	48,181千円	22,093千円
時の経過による調整額	8,115千円	8,350千円
資産除去債務の履行による減少額	△6,149千円	△1,650千円
期末残高	766,798千円	795,592千円

2 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、事業用定期借地契約等に係るもの以外の不動産賃貸借契約に基づき、一部の店舗の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年2月21日 至 2024年2月20日）

(単位：千円)

	品目別				
	自転車	パーツ・アクセサリ	ロイヤリティ	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	54,778,046	14,066,154	—	6,331,409	75,175,611
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	153,010	2,747,794	2,900,805
顧客との契約から生じる収益	54,778,046	14,066,154	153,010	9,079,204	78,076,416
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	54,778,046	14,066,154	153,010	9,079,204	78,076,416

(注) 1. 当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、セグメントの区分ごとの記載を省略しております。

2. 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等を含んでおります。

当事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）

(単位：千円)

	品目別				
	自転車	パーツ・アクセサリ	ロイヤリティ	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス	57,788,228	14,026,165	—	6,950,847	78,765,241
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	140,315	2,687,897	2,828,212
顧客との契約から生じる収益	57,788,228	14,026,165	140,315	9,638,744	81,593,454
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	57,788,228	14,026,165	140,315	9,638,744	81,593,454

(注) 1. 当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、セグメントの区分ごとの記載を省略しております。

2. 「その他」には、各種整備、修理等の付帯サービス及び長期保証サービス等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
前事業年度（自 2023年2月21日 至 2024年2月20日）

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,527,730千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,781,034千円
契約負債(期首残高)	4,296,017千円
契約負債(期末残高)	4,137,357千円

契約負債は主に、引渡の未完了の商品販売及び商品の保証サービスについて、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、2,702,219千円であります。過去の期間に充足していた履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度
1年以内	2,524,328千円
1年超2年以内	1,251,284千円
2年超	361,745千円
合計	4,137,357千円

当事業年度（自 2024年2月21日 至 2025年2月20日）

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,781,034千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,000,917千円
契約負債(期首残高)	4,137,357千円
契約負債(期末残高)	4,131,311千円

契約負債は主に、引渡の未完了の商品販売及び商品の保証サービスについて、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、2,503,364千円であります。過去の期間に充足していた履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度
1年以内	2,512,299千円
1年超2年以内	1,260,672千円
2年超	358,338千円
合計	4,131,311千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、自転車事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等
該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
取引金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等
該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報
該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
1株当たり純資産額	1,415.47円	1,502.16円
1株当たり当期純利益	119.21円	136.51円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	3,113,130	3,555,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	3,113,130	3,555,930
期中平均株式数(株)	26,114,344	26,048,489

3. 役員報酬BIP信託が所有する当社株式を「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(前事業年度126,070株、当事業年度200,170株)。
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前事業年度126,070株、当事業年度191,848株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	22,309,351	1,443,346	272,847	23,479,850	14,001,541	1,221,902 (181,958)	9,478,308
構築物	1,484,920	173,611	—	1,658,531	928,918	116,371 (19,328)	729,613
機械及び装置	148,618	8,786	—	157,404	132,436	5,459	24,967
車両運搬具	31,476	—	—	31,476	31,476	292	0
工具、器具及び備品	2,662,903	438,927	55,527	3,046,302	2,054,329	355,790 (35,671)	991,973
土地	3,163,012	—	—	3,163,012	—	—	3,163,012
建設仮勘定	187,762	2,556,645	2,288,131	456,277	—	—	456,277
有形固定資産計	29,988,044	4,621,316	2,616,506	31,992,854	17,148,702	1,699,817 (236,958)	14,844,152
無形固定資産							
ソフトウェア	1,377,416	846,588	9,962	2,214,042	1,213,551	207,246	1,000,491
その他	799,058	274,206	938,312	134,952	77,231	18,576	57,720
無形固定資産計	2,176,474	1,120,795	948,275	2,348,994	1,290,783	225,822	1,058,211
投資その他の資産							
長期前払費用	1,067,563	65,042	2,586	1,130,019	696,892	64,741 (2,149)	433,126
投資不動産	245,414	—	—	245,414	162,590	8,073	82,823
投資その他の資産計	1,312,977	65,042	2,586	1,375,433	859,483	72,814 (2,149)	515,949

(注) 1. 「当期償却額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 主要な増減の内訳は、次のとおりであります。

(当期増加額)

建物	新規出店・建替え等によるもの	1,003,126千円
ソフトウェア	新基幹システム導入等によるもの	846,588千円

(当期減少額)

建物	退店・建替え等によるもの	272,847千円
建設仮勘定	建物・構築物ほかへの振替額	2,288,131千円
その他(ソフトウェア仮勘定)	ソフトウェアへの振替額	927,422千円

3. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,805	4,045	—	960	6,890
賞与引当金	1,008,165	1,034,927	1,008,165	—	1,034,927
株主優待引当金	60,765	6,257	67,022	—	—
株式報酬引当金	149,300	21,014	6,014	—	164,300

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、目的外取崩しであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	131,554
預金	
当座預金	8,511,597
普通預金	788,817
別段預金	31,681
小計	9,332,097
合計	9,463,652

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
トヨタファイナンス株式会社	810,501
株式会社ジェーシービー	645,568
インコム・ジャパン株式会社	413,443
GMOペイメント株式会社	407,668
楽天株式会社	340,678
その他	1,383,056
合計	4,000,917

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
3,781,034	149,602,166	149,382,283	4,000,917	97.39	9.5

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

c 商品

品名	金額(千円)
自転車	12,684,873
販売用部品等	2,100,437
合計	14,785,310

d 未着商品

品名	金額(千円)
自転車	1,195,164
販売用部品等	247,925
合計	1,443,089

e 貯蔵品

品名	金額(千円)
消耗品等	193,385
合計	193,385

② 固定資産

差入保証金

区分	金額(千円)
店舗関係	5,230,379
その他	22,155
合計	5,252,535

③ 流動負債

a 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
パナソニックサイクルテック株式会社	1,152,858
ブリヂストンサイクル株式会社	750,412
ヤマハ発動機販売株式会社	643,974
TIANJIN KELIN VEHICLE CO., LTD.	476,809
株式会社ジャイアント	259,218
その他	1,470,060
合計	4,753,334

b 契約負債

区分	金額(千円)
長期保証サービス	3,769,223
その他	362,087
合計	4,131,311

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	第1四半期 累計期間	中間会計期間	第3四半期 累計期間	当事業年度
売上高（千円）	26,934,027	46,420,805	64,537,331	81,593,454
税引前中間（四半期）（当期）純利益（千円）	3,643,810	4,830,131	5,630,144	5,373,211
中間（四半期）（当期）純利益（千円）	2,486,377	3,265,116	3,774,724	3,555,930
1株当たり中間（四半期）（当期）純利益（円）	95.35	125.31	144.90	136.51

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
1株当たり四半期純利益（△は損失）（円）	95.35	29.91	19.57	△8.40

（注）第3四半期累計期間に係る財務情報に対するレビュー：無

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から2月20日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	2月20日
剰余金の配当の基準日	8月20日 2月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	——
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりで す。 https://www.cb-asahi.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行
使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第49期）（自 2023年2月21日 至 2024年2月20日）2024年5月13日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年5月13日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第50期第1四半期（自 2024年2月21日 至 2024年5月20日）2024年6月28日近畿財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

第50期中（自 2024年2月21日 至 2024年8月20日）2024年9月30日近畿財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年5月14日近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月19日

株式会社あさひ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 花 谷 徳 雄

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 村 美 樹

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あさひの2024年2月21日から2025年2月20日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あさひの2025年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社あさひの貸借対照表に計上されている店舗に係る固定資産は、【注記事項】「（重要な会計上の見積り）店舗に係る固定資産の減損損失」に記載のとおり10,705,951千円であり、総資産の19.7%を占めている。また、会社の損益計算書において、店舗固定資産の減損損失239,107千円が計上されている。 会社は店舗固定資産について、店舗単位で資産のグルーピングを行っており、各店舗の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなった場合、店舗閉鎖の意思決定をした場合等に、減損の兆候があるものとして、減損損失の認識の要否の判定を行っている。 減損損失の認識の要否の判定は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較によって行われ、減損損失の認識が必要と判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。 減損損失の認識の要否の判定に当たって用いられる店舗別の将来キャッシュ・フローの見積りは、販売施策やコスト削減施策等を織り込んだ店舗別予算を基礎として行われるため、経営者による見積りが含まれ不確実性を伴う。 以上から、当監査法人は、店舗固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、店舗固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定の妥当性を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 店舗別の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。 - 減損損失の認識の要否の判定の基礎となる店舗別の将来キャッシュ・フローと取締役会で承認された店舗予算との整合性を検証した。 - 店舗予算について、策定部署の責任者等に対して質問したほか、過去実績等との比較により店舗予算の見積りの精度を評価し、予算の達成可能性を検討した。 - 将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あさひの2025年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社あさひが2025年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注記文） 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。